

経済産業省

受託調査

政府情報公開条例等に基づく情報開示 手続きに関する法制度および運用状況

JETRO

2013 年 12 月

日本貿易振興機構（JETRO）

北京事務所 知的財産権部

目 次

一. はじめに	3
1. 本調査の主旨・目的	3
2. 本調査結果のまとめ	3
二. 制度上における情報開示請求手続の流れ	5
1. 政府情報公開条例に基づく情報開示手続に関する法制度調査	5
2. TSB 投訴窓口専用ダイヤル「12365」に関する制度調査	16
3. 行政処分決定書の写しの入手状況	18
三. 実際の運用における情報開示請求手続の流れ	19
1) ヒアリングを実施した当局一覧	19
2) 当局へのヒアリング結果	22
3) 本件における情報開示請求手続の流れ	30
4) 当局から権利者への回答に係る日数	37
5) 当局から権利者への回答結果	39
四. 総括	50
1. 調査結果総括	50
2. フローチャート	51
3. 政府情報公開申請表への記入例等	52
4. 情報公開申請書フォーマットの入手先一例	54
別紙 1 政府情報公開申請表フォーマット	57
別紙 2 各権利者の事例一覧	59

一. はじめに

1. 本調査の主旨・目的

中国において権利者は、模倣品対策を行う上で、工商行政管理局（AIC）や質量技術監督局（TSB）のような行政機関を通して摘発を実施している。摘発実施後は、これら当局から行政処罰決定書が発行されるが、それはあくまでも、当局が摘発を実施した模倣業者に対して発行する形式を取っており、必ずしも権利者に対して積極的に情報提供されているとは言い難い面がある。現状はむしろ、権利者（もしくは権利者からの委託を受けた代理人）が当局に対して、積極的に働きかけることによって、処罰決定に関する情報の入手ができていくケースも多い。

この処罰決定情報を取得する方法については、ホットライン（TSB の 12365 通報システム）や政府情報公開条例を利用する方法等が考えられるが、本調査においては、政府情報公開条例の利用に大きく着目し、処罰決定情報の開示申請を実際に進めることによって、法制度等や実態を調査し、その有用性がどの程度あるのかを明らかにし、これらを以下に紹介することとする。

2. 本調査結果のまとめ

ジェトロ北京からの募集に対し、政府情報公開条例を利用して処罰決定情報の開示を希望する権利者からの調査案件が149事例あったため、その全ての事例を調査対象とした。149事例を管轄する全44当局に対して、まずは電話やファックス等によるヒアリングを実施した結果、当局は以下の4分類に区分された。

	事例数	当局数
① 情報開示請求手続を取らなくても、連絡をもらえれば、処罰情報を開示すると回答した当局	62 事例	18 当局
② 情報開示請求手続を取れば、個別に開示の可否を検討し開示できる可能性があると回答した当局	36 事例	19 当局
③ 情報開示請求手続を取っても、個別の行政摘発案件については、開示することができないと回答した当局	46 事例	7 当局
	以上、149 事例	以上、44 当局

④ 連絡が取れなかった当局	5 事例	4 当局
---------------	------	------

上記②で挙げられた36事例/19当局の調査案件中、権利者等の意向等により最終的に17事例/12当局の案件に対して情報開示申請手続を実施したところ、最終的に8事例/7当局の案件について情報公開がなされ、関連書類の開示がなされた。

	事例数	当局数
権利者からジェトロへの情報開示申請の希望件数	149 事例	44 当局
情報開示請求手続を取れば、個別に開示の可否を検討し、開示できる可能性がある旨、回答した件数（上記②に該当）	36 事例	19 当局
権利者が当局に、情報開示申請手続を実施した件数	17 事例	12 当局
当局から権利者に回答があった件数	17 事例 (申請実施件数比：100%)	12 当局 (申請実施件数比：100%)
<u>当局より情報開示を受けることができた件数</u>	<u>8 事例</u> <u>(申請実施件数比：47%)</u>	<u>7 当局</u> <u>(申請実施件数比：58%)</u>

二. 制度上における情報開示請求手続の流れ

1. 政府情報公開条例に基づく情報開示手続に関する法制度調査

政府情報公開条例に基づく情報開示について、実際の運用の流れを把握する前に、まずは、制度上の情報開示請求手続の流れについての概要を把握した。

ここでは、とりわけ5都市（広東省、江蘇省、浙江省、上海市、北京市）における制度上の情報開示請求手続の概要を確認することとした。

● 関連法令

《中華人民共和国政府情報公開条例》	2008年5月1日施行
《上海市政府情報公開規定》	2008年5月1日施行
《江蘇省政府情報公開暫行弁法》	2006年9月1日施行
《浙江省政府情報公開暫行弁法》	2012年8月1日施行

当初、北京市、広東省については、独立した条例がないと思われていたため、中華人民共和国政府情報公開条例のほか、上記各都市の関連法令を調査対象とした。

いずれの法令も、開示対象とされている情報の概要、この開示を求める手続等を規定しており、中央、地方の法律によって、大差はない。

● 開示対象情報

政策法令関連、法執行関連の情報が開示対象とされている。

（各省、市が実際に開示した情報の詳細については、三. 実際の運用における情報開示請求手続の流れを参照。）

● 関連条文

- ・《中華人民共和国政府情報公開条例》第9～13条

第2章 公開の範囲

第9条

行政機関は、以下の基本的要求の1つに合致する政府情報について主体的に公開しなければならない。

- (1) 公民、法人またはその他の組織の切実な利益に関わるもの
- (2) 社会公衆が幅広く知るまたは参与する必要があるもの
- (3) 当該行政機関の機構の設置、職能、事務処理手続などの状況を反映したもの
- (4) その他法律、法規および国家の関係規定に照らして主体的に公開しなければならないもの

第10条

県級以上の各市人民政府およびその部門は、本条例第9条の規定に照らして、それぞれの職責の範囲内で主体的に公開する政府情報の具体的内容を確定するとともに、以下の政府情報を重点的に公開しなければならない。

- (1) 行政法規、規程および規範的文書
- (2) 国民経済と社会発展の計画、特定項目計画、区域計画および関係政策
- (3) 国民経済と社会発展の統計情報
- (4) 財政上の予算、決算の報告
- (5) 行政事業の料金の項目、根拠、基準
- (6) 政府の重点的購入項目の目録、基準および実施状況
- (7) 行政許可の事項、根拠、条件、数量、手続、期限ならびに行政許可の申請にあたり提出する必要がある全ての資料の目録および事務処理の状況
- (8) 重大な建設プロジェクトの承認および実施状況
- (9) 貧困救済、教育、医療、社会保障、修行促進などの分野の政策、措置およびその実施状況
- (10) 突発的な公共事件の即応マニュアル、事前警戒の情報および対応状況
- (11) 環境の保護、公共の衛生、生産の安全、食品薬品、製品の品質の監督・検査状況

第11条

区を設けている市級の人民政府、県級人民政府およびその部局が重点的に公開する政府情報は、さらに以下の内容を含まなければならない。

- (1) 都市・農村の建設および管理の重大な事項
- (2) 社会公益事業の建設状況
- (3) 土地の収用または徴用、家屋の撤去・立退きおよびその補償、補助費用の支給、使用状況

- (4) 緊急救災、優待慰撫、救済、社会義捐など金品の管理、使用および分配状況

第 12 条

郷（鎮）人民政府は、本条例第 9 条の規程に照らして、その職責の範囲内で主体的に公開する政府情報の具体的内容を確定するとともに、以下の政府情報を重点的に公開しなければならない。

- (1) 国家の農村工作に関する製作を貫徹して実施した状況
- (2) 行政収支、各種特定項目資金の管理および使用状況
- (3) 郷（鎮）の土地利用総体計画、宅地しよの審査承認状況
- (4) 土地の収用または徴用、家屋の撤去・立退きおよびその補償、補助費用の支給、使用状況
- (5) 郷（鎮）の債権債務、資金調達・労働力調達の状況
- (6) 緊急救災、優待慰撫、救済、社会義捐など金品の支給
- (7) 郷鎮集団企業およびその他郷鎮経済体の請負、賃借、競売など状況
- (8) 計画出産政策の執行の状況

第 13 条

本条例第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条に定める行政機関が主体的に公開する政府情報のほかに、公民、法人またはその他の組織はさらに、自己の生産、生活、科学研究など個別の必要性に基づき、国务院の部門、地方各級人民政府および県級以上の人民政府の部門に対し関係する政府情報の取得を申請することができる。

- ・《上海市政府情報公開規定》第11条、第13条

第二章 公開範囲

第11条（自主公開）

行政機関が下記基本要求の一つに適合する政府情報に対しては、自主公開すべきである。

- (1) 公民、法人或いはその他組織に関する利益に関わるもの
- (2) 社会公衆に知られる或いは参与すべきもの
- (3) 本行政機関機構の設置、職能、事務手続などの状況を反映するもの
- (4) その他法律、法規、紀章及び国家関連規定により自主公開すべきもの

行政機関は、《政府情報公開条例》第十条、第十一条、第十二条の規定に基づき、当機関が政府情報の主要部分について自主公開することとする。

第13条（申請公開）

公民、法人或いはその他組織が「政府情報公開条例」及び本規定に基づき、行政機関に関連政府情報の公開を申請する権利がある。

・《江蘇省政府情報公開暫行弁法》第7、8条

第7条 政府機関が社会に対して、下記の政府情報を自主公開すべきである。

- (1) 本行政区域経済社会発展計画、企画及び重要決定の情報
- (2) 政府規定、群衆利益に密接に関わる規範性文書情報
- (3) 政府機関の機構設置、職責権限及びサービスガイド情報
- (4) 公務員試験、採用及び幹部公開選挙の条件、経過、結果などの情報
- (5) 行政許可の事項、依拠、条件、数量、経過、期限及び提出すべき全ての材料の目次及び申立書フォーマットなどの情報
- (6) 行政、事業性料金項目、標準、方式、減免政策及び依拠情報
- (7) 政府財政予算、決算及び執行予算、決算の審査状況情報
- (8) 政府基金、重要専門項目資金（経費）の収集、分配、使用、重大基本建設項目リスト、政府購入情報
- (9) 公衆の人身及び財産安全に影響する突発事件の予報、発生及び処理状況
- (10) 公衆利益に関わる労働就職、社会保障、環境保護、国民教育、土地徵用、家屋立ち退き、貧困扶助、優遇などの政策、措置の情報
- (11) 法律、法規、紀章規定につき、公開すべきその他政府情報

第8条

自主公開政府情報以外のその他公開可能の政府情報については、公開を申請する政府情報に属する。

・《浙江省政府情報公開暫行弁法》第3条、第9、10条

第3条

政府情報公開は公正公平、真実確実、便利の原則に基づき、確実に公民、法人及びその他組織が法に基づき政府情報を取得することを保障すべきである。

行政機関が政府情報を公開する際に、国家安全、公共安全、経済安全及び社会安定に悪影響を与えてはいけなく、国家秘密、商業秘密及び個人プライバシー情報に関わっては

いけない、権利者の公開許可を得た或いは行政機関が公開しないと公共利益に重大影響を与えると判断した商業秘密及び個人情報プライバシー情報は例外とする。

第 9 条

行政機関が下記基本要求的うちに、一つに適合する政府情報に対して、自主公開すべきである。

- (1) 公民、法人或いはその他組織に関する利益に関わるもの
- (2) 社会公衆に知られる或いは参与すべきもの
- (3) 本行政機関機構設置、職能、事務手続などの状況を反映するもの
- (4) その他法律、法規、紀章及び国家関連規定により公開すべきもの

第 10 条

行政機関は「条例」第 10 条、第 11 条、第 12 条及び本弁法の関連規定に基づき、本機関職責範囲内で自主公開の政府情報の具体内容を確定すべきである。

行政機関は関連当事者合法权益を保護することを前提として、行政管理の需要に基づき、適宜な方式で行政処罰、行政矯正などの行政執法結果情報を自主公開できる。

● 開示手続概要

いずれの地方においても、大要、開示に係る手続は以下のとおりである。

n手続概要および提出書類

- 1) 請求方法：手交、郵送、ファックス、インターネット
- 2) 提出書類：
 - ① 申請表（請求人情報、請求内容、情報開示方法等を記載）
 - ② 企業営業許可証
 - ③ 授權委託書
 - ④ 代理人身分証明書（代理人が請求する場合）

n所要期間と開示形式

- 1) 所要期間：請求日から15～30営業日以内
- 2) 開示形式：郵送、ファックス、窓口直接交付

● 関連条文

- ・《中華人民共和国政府情報公開条例》第20条、第24条

第 20 条

公民、法人またはその他の組織が本条例第 13 条の規程に照らしている行政機関に対し政府情報の取得を申請する場合、書面の形式（電算処理文の形式を含む）を採らなければならない。書面の形式を採るのに確かに困難がある場合、申請者は口頭で行うことができるが、当該申請を受理した行政機関は政府情報公開の申請を代わりに記載しなければならない。

政府情報公開の申請は、以下の内容を含まなければならない。

- (1) 申請者の氏名または名称、連絡方法
- (2) 公開を申請する政府情報の内容の概略
- (3) 公開を申請する政府情報の形式の要求

第 24 条

行政機関が政府情報の取得申請を受けた場合、その場で回答できるときは、その場で回答すべきである。

行政機関がその場で回答できない場合は、開示請求があった日から起算して 15 日以内にしなければならない。回答期限を延長する場合、当該政府情報公開対応部門の責任者の許可を得て、且つ申請人に通知しなければならない。この場合、期間を 15 日以内に限り延長することができる。

開示請求対象の政府情報が第三者の権益にかかる場合、行政機関が第三者の意見を確認するためにかかった時間は、本条第二項の期間に算入しない。

・《上海市政府情報公開規定》第21～24条

第 4 章 申請により公開過程

第 21 条（申請）

公民、法人或いはその他組織が「政府情報公開条例」第 13 条規定に基づき、行政機関に政府情報公開の申立を提出する際に、下記項目を明確に記載する申請書を提出すべきである。

- (1) 申請人の姓名或いは名称、連絡方法
- (2) 明確な特定政府情報の文書名称、文号或いはその他特徴説明を含めた政府情報内容
- (3) 政府情報を取得した方式及び裁体形式。公民、法人或いはその他組織が行政機関に政府情報公開を申立した場合、行政機関はその用途を聞く権利が有している。

第 22 条（協力及び便利）

申請人が政府情報公開申請書を書くことに支障がある場合、口頭で申請できる、申請を受けた行政機関従業員が代わりに申請書を書き、申請人の署名或いは印鑑により確認する。

申請人が説明した政府情報の文書名称、文号或いは特徴に困難があつて、行政機関に問合せした場合、行政機関が必要な協力を提供すべきである。

政府情報は法に基づき、区（県）政府及び部門、郷（鎮）政府或いは街道弁事処が公開する情報で、区（県）政府が公民、法人或いはその他組織が政府情報公開を便利にするために、本行政区域の集中申請接收窓口を設立できる。

第 23 条（回答）

公民、法人或いはその他組織が政府情報公開申請につき、行政機関が下記の規定に基づき、回答をすべきである。

- (1) 公開範囲に所属する政府情報につき、申請人に取得方式及び方法を知らせるべきである。
- (2) 不公開範囲に所属する政府情報につき、申請人にその理由を説明すべきである。
- (3) 本規定の政府情報範囲に含めない申請内容につき、申請人に情報説明をすべきである。
- (4) 本機関職責権限範囲に含めた公開申請した政府情報について、本機関が未作成或いは未取得した場合、申請人に当該政府情報は存在しない旨を告知すべきである。
- (5) 本機関職責権限範囲に含めていない公開申請した政府情報につき、申請人に本機関が公開する情報ではない旨を告知すべきである。公開できる政府機関を確定した場合、申請人にその公開機関の名称及び連絡方法を教えるべきである。
- (6) 公開申請した政府情報のうちに、公開してはいけない内容を含めた場合、区別処理が出来る情報につき、申請人に公開できる情報の取得方法を告知すべきで、公開できない部分につき、申請人に理由説明をすべきである。
- (7) 商業秘密、個人プライバシー情報に関わる政府情報の公開申請につき、本規定の第 12 条第 2 項目規定により、公開できる、申請人に当該政府情報の取得方法を告知すべきで、その公開内容及び理由につき、書面で権利者に告知すべきである。
- (8) 申請内容が明確ではなく、本規定第 21 条第 1 項目に適合しない場合、申請人に合理期間内で修正補充させるべきである。修正期限を超えた場合、申請放棄に認定する。
- (9) 同一申請人が正当な理由がない状況で、同一行政機関に同一政府情報公開申請を重複し、行政機関が回答をした場合、申請人に重複処理はしない旨を告知すべきである。

第 24 条 （取得方法及び裁体形式）

行政機関が政府情報公開する際に、申請人が郵送、手渡し、ファックスなどの方式で取得でき、紙、ディスクなどの裁体形式も選択できる。

行政機関は申請人の要求した方式、裁体形式で政府情報を提供すべきである。無理の場合につき、申請人がその関連資料を調べさせる或いはほかの適宜な方式及び裁体方式で提供すべきである。

- ・《江蘇省政府情報公開暫行弁法》第15～18条

第 15 条

政府情報公開権利者が政府情報公開申請をした際に、手紙、電報、ファックス、電子メールなどの形式で政府情報公開義務人員に申請を提出できる。上記方式につき、困難がある場合、口頭形式で申請を提出できる。

政府情報を取得する申請に申請人の姓名或いは名称、身分証明、住所、連絡方法及び政府情報内容説明が必要である。

第 16 条

政府情報公開義務人が政府情報公開権利人の申請を受取った後に、登記し、下記情報に基づき回答或いは情報を提供すべきである。

- (1) 自主公開に所属する場合、申請人に当該政府情報を取得方式及び方法を告知すべきである。
- (2) 自主公開範囲に所属し、自主公開していない場合、申請人にその政府情報を提供すべきである。
- (3) 申請公開範囲に所属する場合、申請人にその政府情報を提供すべきである。
- (4) 不公開範囲に所属する場合、申請人に告知すべきである。
- (5) 本機関が把握する政府情報ではない場合、申請人に本機関が公開する情報ではない旨を告知すべきである。公開できる政府機関を確定した場合、申請人にその公開機関の名称及び連絡方法を教えるべきである。
- (6) 公開申請した情報が存在しない場合、申請人に告知すべきである。
- (7) 公開申請内容が明確ではない場合、申請人に修正、補充通知を告知すべきである。

第 17 条

政府情報公開権利人の申請に対して、その場で回答或いは提供出来る場合、その場で、政府情報公開義務人が回答或いは提供すべきである。できない場合、申請を受取った日から起算 15 営業日以内に、回答或いは提供すべきである。

第 18 条

政府情報公開義務人が正当な理由で規定した期間内に政府情報を回答或いは提供する場合、本機関政府情報公開機構の責任者の同意を得、適宜に延長し、書面で申請人告知すべきである。その延長期間は 15 仕事日を超えてはいけない。

・《浙江省政府情報公開暫行弁法》第18～20条

第 18 条

公民、法人及びその他組織が政府情報取得を申請する際に、行政機関弁公場所或いは行政機関が指定した国家文書館、行政サービスセンターなどの政府情報公開申請受理処で、書面申請を提出でき、手紙、ファックス、インターネットなどの方式でも書面申請を提出できる。

申請人が政府情報公開申請書を書くことに支障がある場合、口頭で申請できる、申請を受けた行政機関従業員が代わりに申請書を書き、申請人の署名或いは印鑑により確認する。

行政機関が政府情報公開申請書フォーマットを提供し、申請人に無料で取得することを便利にすべきである。

第 19 条

申請人が真実な姓名或いは名称、連絡方法を書き、公開申請する政府情報の内容説明及び形式要求も明確的、具体的にかくべきである。

申請人が他人に自身に関わる政府情報を公開申請を委託した場合、行政機関に申請人、委任者の有効証明証及び委任状を提供すべきである。委任状に委任事項、権限及び期限を記載し、申請人署名或いは押印すべきである。

第 20 条

公開申請した政府情報につき、行政機関が下記の規定に基づき、書面回答すべきである。

- (1) 公開範囲に所属する場合、申請人に当該政府情報を取得方式及び方法を告知すべきである。
- (2) 不公開範囲に所属する場合、申請人に理由を説明すべきである。
- (3) 行政機関の間及び内部文書の報告、申請、回答、会議紀要、などの文書及び資料につき、行政管理依拠ではない資料として、公開しなくていいが、申請人に理由を説明すべきである。
- (4) 調査、討論、処理中の政府情報につき、公開しないが、申請人に理由を説明すべきである。
- (5) 自主公開範囲に所属しない場合、申請人生産、生活、研究などの特殊需要に関係ない情報は公開しないが、申請人に理由を説明すべきである。
- (6) 本機関の公開責任ではない或いは当該政府情報が存在しない場合、申請人に告知すべきである。公開できる政府機関を確定した場合、申請人にその公開機関の名称及び連絡方法を教えるべきである。
- (7) 公開申請した政府情報のうちに、公開してはいけない内容を含めた場合、区別

処理が出来る情報につき、申請人に公開できる情報の取得方法を告知すべきで、公開できない部分につき、申請人に理由説明をすべきである。

(8) 申請内容が不明確或いは規定に適合しない場合、申請人に修正すべき点を告知すべきである。

(9) 同一申請人が正当な理由がない状況で、同一行政機関に同一政府情報公開申請を重複し、行政機関が回答をした場合、申請人に重複処理はしない旨を告知すべきである。

2. TSB 投訴窓口専用ダイヤル「12365」に関する制度調査

以下のTSBに対して、聞取調査結果を実施した。

国家	国家質量監督檢驗檢疫総局
北京市	北京市質量技術監督局
上海市	上海市質量技術監督局
浙江省	浙江省質量技術監督局
	杭州市質量技術監督局
	寧波市質量技術監督局
	温州市質量技術監督局
江蘇省	江蘇省質量技術監督局
	南京市質量技術監督局
	常州市質量技術監督局
	無錫市質量技術監督局
	蘇州市質量技術監督局
	徐州市質量技術監督局
広東省	広東省質量技術監督局
	広州市質量技術監督局
	東莞市質量技術監督局
	深圳市質量技術監督局

聞取調査の結果、本窓口は、製品品質法違反行為が疑われる際に、この是正を求めるための投訴窓口であり、同窓口への投訴案件以外の案件に係る処分結果等の情報照会のために活用することはできない、ということが判明した。よって、「12365」を利用したTSBにおける行政処罰に関する情報開示はなされていないと確認された。



(TSB／质监12365)

(http://www.hljdtw.com/about_1.asp?fileid=1063)

3. 行政処罰決定書の写しの入手状況

なお、以下は、本調査の執筆協力をしている調査会社による行政摘発件数と行政処罰決定書の写しを入手できた件数の比較である。行政処罰決定書の写しの提出について、毎月当局に確認や催促の連絡を取り、これを求めた場合、高い確率で入手することができる。

	AIC	TSB
① 受託した調査会社が（2011年5月2日-2012年8月10日）に行った行政摘発件数	99	0
② ①のうち、最終的に処罰がなされていない案件数	12	0
③ 刑事移送手続中の案件	24	0
④ 行政処罰決定書取得対象案件数 （①－②－③）	63	0
⑤ ④のうち、行政処罰決定書の写しを入手できた件数	58	0
処罰決定書の写しの入手比率	92.1%	—

三. 実際の運用における情報開示請求手続の流れ

1) ヒアリングを実施した当局一覧

ヒアリングは、以下の中国各地の 44 当局に対して実施した。当局の略称とそれぞれの正式名称については以下のとおり。

TSB…質量技術監督局
MSA…市場监督管理局
AIC…工商行政管理局
PSB…公安局

また、以下表内の「開示対象当局」欄の（ ）は、その上流機関へのヒアリングを実施した結果、運用が同様であった当局を記載している。

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局	案件 No.
(1)、(2)	北京市	北京市 AIC 朝陽分局 (北京市 AIC 朝陽分局 六里屯工商所)	北京市 AIC 朝陽分局	1
			北京市 AIC 朝陽分局六里屯工商所	2
(3)	吉林省	長春市 AIC 南関区分局	長春市 AIC 南関区分局	3～12
(4)	遼寧省	瀋陽市 AIC 五愛分局	瀋陽市 AIC 五愛分局	13、14
(5)	山東省	臨沂市 AIC	臨沂市 AIC	15
(6)	河南省	鄭州市 AIC 金水分局	鄭州市 AIC 金水分局	16～32
(7)	河南省	鄭州市 TSB 金水分局	鄭州市 TSB 金水分局	33
(8)	安徽省	合肥市 AIC	合肥市 AIC	34～39
(9)～ (11)	浙江省	義烏市 AIC (義烏市 AIC 稠城工商所、 義烏市 AIC 義北工商所)	義烏市 AIC	40
			義烏市 AIC 稠城工商所	41
			義烏市 AIC 義北工商所、 義烏市 AIC	42
(12)	浙江省	義烏市 AIC 江東分局	義烏市 AIC 江東分局	43、44

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局	案件 No.
(13)	浙江省	樂清市 AIC	樂清市 AIC	45～48
(14)	四川省	成都市 AIC 武侯分局	成都市 AIC 武侯分局	49
(15)	重慶市	重慶市 AIC 渝中区分局	重慶市渝中区陝西路 工商所	50～52
(16)	雲南省	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	53、54
(17)	広東省	広州市 AIC 白雲分局	広州市 AIC 白雲分局	55～57
(18)	広東省	広州市 AIC 越秀分局	広州市 AIC 越秀分局	58～62
(19)、 (20)	浙江省	寧波市 AIC 慈溪分局逍林 工商所 寧波市 AIC 慈溪分局	寧波市 AIC 慈溪分局逍林 工商所	63、64
(21)	浙江省	寧波市 AIC 慈溪分局横河 工商所 寧波市 AIC 慈溪分局	寧波市 AIC 慈溪分局横河 工商所	65
(22)	浙江省	義烏市 TSB	義烏市 TSB	66
(23)	浙江省	永康市 AIC	永康市 AIC	67
(24)	浙江省	瑞安市 AIC 塘下鎮工商所	瑞安市 AIC 塘下鎮工商所	68
(25)	浙江省	樂清市 TSB	樂清市 TSB	69
(26)	広東省	東莞市 TSB	東莞市 TSB	70
(27)	浙江省	嘉善県 AIC	嘉善県 AIC	71～72
(28)	広東省	広州市 AIC 荔湾分局	広州市 AIC 荔湾分局	73
(29)～ (31)	広東省	広州市 TSB (広州市花都区 TSB、 広州市天河区 TSB)	広州市花都区 TSB	74
			広州市天河区 TSB	75、76
(32)	広東省	深圳市 MSA 宝安分局	深圳市 MSA 宝安分局	77～79
(33)	上海市	上海市 TSB	上海市 TSB	80～84
(34)	上海市	上海市 AIC 徐匯分局	上海市 AIC 徐匯分局、 上海市 AIC 徐匯分局康健 工商所	85、86

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局	案件 No.
(35)	上海市	上海市閔行区 TSB	上海市閔行区 TSB	87～96
(36)	浙江省	寧波市 AIC	寧波市 AIC	97
(37)	広東省	珠海市 TSB	珠海市 PSB、珠海市 TSB	98
(38)	江蘇省	南京市下関区 TSB	南京市 TSB、南京市下関区 TSB、南京市 PSB	99～106
(39)	江蘇省	南京市玄武区 TSB	南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB	107～116
(40)	江蘇省	南京市秦淮区 TSB	南京市 TSB、南京市秦淮区 TSB、南京市 PSB	117～121
(41)	江蘇省	揚州市広陵区 AIC	揚州市広陵区 AIC	122～125
(42)	江蘇省	蘇州市昆山 TSB	蘇州市昆山 TSB	126～133
(43)	上海市	上海市普陀区 TSB	上海市普陀区 TSB	134～143
(44)	雲南省	昆明市 PSB 五華分局	昆明市 PSB 五華分局	144

なお、以下の表内の当局については、摘発当局不明や調査会社がすでに入手済み、或いは連絡が取れずの理由により、ヒアリングを実施しなかったか、もしくは実施できなかった。

特に、連絡が取れなかった当局については、約3週間の間、複数回連絡を試みたものの、連絡が取れなかったことから、今後も連絡が取れる保証がなく、調査対象に馴染まないものと判断されることから、調査対象から外すこととした。

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局	案件 No.
(45)	内蒙古自治区	不明	不明	145
(46)	湖北省	武漢市 AIC	武漢市 AIC	146
(47)	浙江省	瑞安市 TSB	瑞安市 TSB 塘下分局	147、148
(48)	福建省	莆田市涵江区 AIC	莆田市涵江区 AIC	149

2) 当局へのヒアリング結果

- ① 情報開示請求手続きを取らなくても、連絡をもらえれば、処罰情報を開示すると回答した
当局

・対応結果

開示申請の可否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
不要	——	——	——

・対応当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(1)	北京市	北京市 AIC 朝陽分局	北京市 AIC 朝陽分局
(2)	北京市	北京市 AIC 朝陽分局	北京市 AIC 朝陽分局 六里屯工商所
(3)	吉林省	長春市 AIC 南関区分局	長春市 AIC 南関区分局
(4)	遼寧省	瀋陽市 AIC 五愛分局	瀋陽市 AIC 五愛分局
(5)	山東省	臨沂市 AIC	臨沂市 AIC
(6)	河南省	鄭州市 AIC 金水分局	鄭州市 AIC 金水分局
(8)	安徽省	合肥市 AIC	合肥市 AIC
(9)	浙江省	義烏市 AIC	義烏市 AIC
(10)	浙江省	義烏市 AIC	義烏市 AIC 稠城工商所
(11)	浙江省	義烏市 AIC	義烏市 AIC 義北工商所、 義烏市 AIC
(12)	浙江省	義烏市 AIC 江東分局	義烏市 AIC 江東分局
(13)	浙江省	樂清市 AIC	樂清市 AIC
(14)	四川省	成都市 AIC 武侯分局	成都市 AIC 武侯分局

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(15)	重慶市	重慶市 AIC 渝中区分局	重慶市渝中区陝西路工商所
(16)	雲南省	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	昆明市五華区 AIC 蓮華分局
(17)	広東省	広州市 AIC 白雲分局	広州市 AIC 白雲分局
(18)	広東省	広州市 AIC 越秀分局	広州市 AIC 越秀分局

・対応当局（TSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(7)	河南省	鄭州市 TSB 金水分局	鄭州市 TSB 金水分局

・処罰情報の開示請求

上記①の「情報開示請求手続きを取らなくても、連絡をもらえれば、処罰情報を開示すると回答した」当局については、権利者に対して、以下の対応を進めた。

- (1) 権利者かもしくは摘発を依頼した代理人に、同当局に対して、処罰情報の開示を請求してもらうよう要請

以下の案件に関しては、以下のそれぞれの当局に直接連絡して、処罰情報の開示を請求してもらうよう要請した。

●案件No. 31、32

- ・鄭州市工商行政管理局金水分局法制科
- ・電話番号：0371-63833338

●案件No. 53、54

- ・昆明市五華区工商行政管理局蓮華分局弁公室
- ・電話番号：0871-5134092

●案件No. 49

- ・成都市工商行政管理局武侯分局法制科
- ・電話番号：028-85590792

・関連案件

案件 No	当局 No.	摘発地	開示対象当 局	摘発当局	権利者
31	(6)	河南省	鄭州市 AIC 金水分局	鄭州市 AIC 金水分局	D 社、E 社、F 社、 G 社、H 社、I 社
32	(6)	河南省	鄭州市 AIC 金水分局	鄭州市 AIC 金水分局	D 社、E 社、F 社、 G 社、H 社、I 社、 J 社
49	(14)	四川省	成都市 AIC 武侯分局	成都市 AIC 武侯分局	D 社、E 社、H 社、 I 社
53	(16)	雲南省	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	D 社、F 社、H 社、 I 社
54	(16)	雲南省	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	昆明市五華区 AIC 蓮華分局	D 社、E 社、F 社、 H 社、I 社

(2) 当局側には法令上、処罰情報の開示義務がないため、開示請求のノウハウを教示

(3) 万一、個別に開示を請求したが、開示されなかった場合には、開示請求手続きを代行

上記 (1) の処罰情報の開示請求対応が進められており、かつ関連当局においては、特段不具合に関するクレーム等が来ていないことから、スムーズに進行しているものと判断。今後、当局にて問題が生じた折には、開示手続きを代行するものとする。

② 情報開示請求手続きを取れば、個別に開示の可否を検討し開示できる可能性がある旨、回答した当局

a) 情報開示請求手続きを取り、開示情報を入手することができた当局

・対応結果

開示申請の要否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
要	有	有	開示情報を入手

・対応当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(19)、 (20)	浙江省	寧波市 AIC 慈溪分局 逍林工商所 寧波市 AIC 慈溪分局	寧波市 AIC 慈溪分局 逍林工商所
(19)、 (21)	浙江省	寧波市 AIC 慈溪分局 横河工商所 寧波市 AIC 慈溪分局	寧波市 AIC 慈溪分局 横河工商所
(23)	浙江省	永康市 AIC	永康市 AIC
(24)	浙江省	瑞安市 AIC 塘下分局	瑞安市 AIC 塘下鎮工商所

・対応当局（TSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(22)	浙江省	義烏市 TSB	義烏市 TSB
(25)	浙江省	樂清市 TSB	樂清市 TSB
(26)	広東省	東莞市 TSB	東莞市 TSB

b) 情報開示請求手続きを取り、処罰決定書未発効により入手不可能の回答を入手した当局

・対応結果

開示申請の要否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
要	有	有	情報入手不可能の 回答を入手

・対応当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(27)	浙江省	嘉善県 AIC	嘉善県 AIC

c) 情報開示請求手続きを取り、不受理の回答を入手した当局

・対応結果

開示申請の可否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
要	有	有	不受理の回答を入手

・対応当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(28)	広東省	広州市 AIC 荔湾分局	広州市 AIC 荔湾分局

・対応当局（MSA）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(32)	広東省	深圳市 MSA 宝安分局	深圳市 MSA 宝安分局

・対応当局（TSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(29)、 (30)	広東省	広州市 TSB	広州市花都区 TSB
(29)、 (31)	広東省	広州市 TSB	広州市天河区 TSB

d) 情報開示請求手続きを取らなかった当局

権利者の意向をもって、今回は調査対象から外した。

・対応結果

開示申請の要否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
要	無	——	——

・対应当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(34)	上海市	上海市 AIC 徐匯分局	上海市 AIC 徐匯分局、上海市 AIC 徐匯分局康健工商所
(36)	浙江省	寧波市 AIC	寧波市 AIC

・対应当局（TSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(33)	上海市	上海市 TSB	上海市 TSB
(35)	上海市	上海市閔行区 TSB	上海市閔行区 TSB
(37)	広東省	珠海市 TSB	珠海市 PSB、珠海市 TSB

- ③ 情報開示請求手続きを取っても、個別の行政摘発案件については、開示することができない旨、回答した当局

・対応結果

開示申請の要否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
不要	——	——	——

・対应当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(41)	江蘇省	揚州市広陵区 AIC	揚州市広陵区 AIC

・対応当局（TSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(38)	江蘇省	南京市下関区 TSB	南京市 TSB、南京市下関区 TSB、南京市 PSB
(39)	江蘇省	南京市玄武区 TSB	南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB
(40)	江蘇省	南京市秦淮区 TSB	南京市 TSB、南京市秦淮区 TSB、南京市 PSB
(42)	江蘇省	蘇州市昆山 TSB	蘇州市昆山 TSB
(43)	上海市	上海市普陀区 TSB	上海市普陀区 TSB

・対応当局（PSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(44)	雲南省	昆明市 PSB 五華分局	昆明市 PSB 五華分局

④ 連絡が取れず

・対応結果

開示申請の可否	開示申請の実施	当局からの通知	開示結果
(実施できず)	——	——	——

・対応当局（AIC）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(46)	湖北省	武漢市 AIC	武漢市 AIC

(48)	福建省	莆田市涵江区 AIC	莆田市涵江区 AIC
------	-----	------------	------------

・ 対応当局（TSB）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(47)	浙江省	瑞安市 TSB	瑞安市 TSB 塘下分局

・ 対応当局（不明）

当局 No.	摘発地	開示対象当局	摘発当局
(45)	内蒙古自治区	不明	不明

3) 本件における情報開示請求手続の流れ

1. 公開を希望する情報内容を決定

[前提]

- ・ 公開希望情報内容が、中国の法律や条例に違反する内容でないこと。
- ・ 特定の個人情報を含む情報の公開については、その関係者（権利者等）や権利者が委託した代理人のみが申請可能。
- ・ 一部当局については、海外法人に対して情報公開を認めていないことから、事前確認が必要。

[本調査での実際の対応結果]

- ・ 本調査では、権利者の模倣品を製造もしくは販売している業者に対する摘発後に、当局が下した処罰結果情報の開示請求を行った。
- ・ ジェトロ北京事務所では、処罰結果情報の開示を希望する日本企業の権利者を募り、別紙2 各権利者の事例一覧のとおり、計149事例の公開希望情報を決定した。

2. 関係当局に対して、情報公開請求手続の必要有無を問い合わせ

- ・ 情報公開請求手続不要の場合は、そのまま当局に情報開示を請求すれば良い。
- ・ 当局への電話やファックス等によるヒアリングの結果、当局は以下の4分類に区分される。

- ① 情報開示請求手続を取らなくても、連絡をもらえれば、処罰情報を開示すると回答した当局
- ② 情報開示請求手続を取れば、個別に開示の可否を検討し開示できる可能性がある旨、回答した当局
- ③ 情報開示請求手続を取っても、個別の行政摘発案件については、開示することができない旨、回答した当局
- ④ 連絡が取れず

3.

関係当局への情報公開請求資料の送付

●必要書類

- ・ 申請書原本
- ・ 登記簿謄本原本（公証認証手続は不要）
- ・ （代理人を通す場合は、）公証認証を経た委任状

- ※ 申請書のフォーマットについては、各当局のホームページよりダウンロード。
- ※ 申請書の申請者の欄には、中国国内の宛先や中国語を解する担当者名を記載しておく、当局との対応がよりスムーズに進むと思われる。
- ※ 当局の意向によっては、登記簿謄本の公証認証手続や、その他の書類の提出を求められる可能性もある。

●送付方法

- 1) 申請対象とする当局宛の申請書（中国語原本）をプリントアウトの上、必要事項と日付欄を記入（印字でも可）し、社印（実印でなくとも問題なし）を押印する。
- 2) 上記、申請書を、権利者の登記簿謄本とともに封筒に入れ、封筒の左下隅に、「政府信息公开申请」（朱書きでなくとも可）ご記入する。
（同一当局に対し、複数案件に関して申請する場合は、各申請書をまとめて、一つの封筒に入れて郵送してもよい。）
- 3) EMS にて郵送。
（具体的担当者等の記載は不要。）

4.

当局による資料の受領と審査

- ・ 本調査において、回答に係る所要日数については、資料送付日から早い場合で3～10日程度、遅くとも1ヶ月以内となっている。
- ・ 当局から権利者への回答率は「非開示」という回答も含めれば100%となっている。

5. 当局から権利者、もしくは代理人への回答

●回答方法

電話	・「開示」「非開示」の最終連絡は、ファックスや郵送等により書面にてなされるケースが多い。 ・「非開示」の連絡の場合、電話による口頭の回答であったケースあり。 ・問合せ等は、電話、メール等でもやり取りがなされるケースあり。
電子メール	
ファックス	
郵送による書面	

●本件における情報公開申請書の送付先

・乐清市 TSB

郵便番号：325600
住所：浙江省乐清市乐成镇晨曦路 186 号
宛先：乐清市质量技术监督局 办公室
連絡先番号：0577-62521860

・寧波市 AIC

郵便番号：315040
住所：浙江省宁波市和济街 69 号
宛先：宁波市工商行政管理局 办公室
連絡先番号：0574-87324615

・永康市 AIC

郵便番号：321300
住所：浙江省永康市龙川中路 398 号
宛先：永康市工商行政管理局 政府信息公开申请办公室
連絡先番号：0579-87139769

・ 瑞安市 AIC 塘下鎮工商所

郵便番号：325200

住所：浙江省瑞安市商城大厦 5 楼

宛先：瑞安市工商行政管理局塘下鎮工商所 办公室

連絡先番号：0577-65629639

・ 嘉善県 AIC

郵便番号：314100

住所：浙江省嘉善县人民大道 820 号

宛先：嘉善县工商行政管理局 办公室

連絡先番号：0573-84231280

・ 義烏市 TSB

郵便番号：322000

住所：浙江省义乌市香山路 235 号 4 楼

宛先：义乌市质量技术监督局 办公室

電話番号：0579-85316722

・ 東莞市 TSB

郵便番号：523120

住所：广东省东莞市东城主山社区莞温路 178 号主楼 9 楼

宛先：东莞市质量监督局 办公室

連絡先番号：0769-23109900

・ 広州市 TSB

郵便番号：510050

住所：广东省广州市越秀北路 311 号（小北御景广场）

宛先：广州市质量技术监督局 办公室

連絡先番号：020-83228311／020-83228323

・ 広州市 AIC 荔湾分局

郵便番号：510140

住所：广东省广州市长寿西路 70 号 5 楼调研 8 室

宛先：广州市工商行政管理局荔湾分局 政务信息公开办公室

連絡先番号：020-81295588

・ 広州市花都区 TSB

郵便番号：510800

住所：广东省广州市花都区新华街华侨商业城 A12 栋

宛先：广州市花都区质量技术监督局 办公室

連絡先番号：020-86979007

・ 深圳市 MSA 宝安分局

郵便番号：518040

住所：广东省深圳市深南大道 7010 号 工商物价大厦

宛先：深圳市市场监督管理局 办公室

電話番号：0755-83070316

・ 珠海市 TSB

郵便番号：519002

住所：广东省珠海市香洲区人民西路 133 号珠海市质量技术监督局办公楼 1307 室

宛先名：珠海市质量技术监督局 办公室

連絡先番号：0756-2661388

●対象当局所在地／浙江省



●対象当局所在地／広東省



4) 当局から権利者への回答に係る日数

権利者からは、それぞれ浙江省と広東省の当局に対して情報公開請求手続きを行い、以下の結果を得ることができた。

権利者から当局への情報公開請求手続きに対して、当局から権利者への回答率は「非開示」の連絡も含めれば100%となっており、回答に係る所要日数については、早い場合で3～10日程度、遅くとも1ヶ月以内には、当局からの回答が得られている。

●浙江省当局

案件 No.	開示対象当局	権利者企業	開示請求希望 連絡日 (権利者→代理会社)	資料送 付日(代 理会社 →権利 者)	開示請 求日(権 利者→ 当局)	開示結 果取得 日(当局 →代理 会社)	開示請 求から 開示結 果取得 までの 日数
69	樂清市 TSB	A 社	2012/ 10/24	2012/ 11/26	2013/ 1/21	2013/ 1/31	10 日
63～ 65	寧波市 AIC、 寧波市 AIC 慈 溪分局逍林 工商所、 寧波市 AIC 慈 溪分局横河 工商所	L 社	2012/ 11/8	2012/ 11/22	2012/ 11/28	2013/ 1/4	6 日
67	永康市 AIC		2012/ 11/8	2012/ 11/22	2012/ 11/28	2013/ 1/21	3 日
68	瑞安市 AIC 塘下鎮工商所		2012/ 11/8	2012/ 11/22	2012/ 11/28	2012/ 12/7	9 日
71、 72	嘉善県 AIC		2012/ 11/8	2012/ 11/22	2012/ 11/28	2012/ 12/24 お よび 2013/ 1/28	26 日
66	義烏市 TSB	M 社	2012/ 11/13	2012/ 11/22	2013/ 1/7	2013/ 1/10	3 日

●広東省当局

案件 No.	開示対象当局	権利者企業	開示請求希望 連絡日 (権利者→代理会社)	資料送 付日(代 理会社 →権利 者)	開示請求日(権利者→ 当局)	開示結果取得 日(当局 →代理 会社)	開示請求から開示結果取得 までの 日数
70	東莞市 TSB	A 社	2012/ 10/24	2012/ 11/26	2013/ 1/21	2013/ 1/31	10 日
75、 76	広州市 TSB		2012/ 10/24	2012/ 11/26	2013/ 1/21	2013/ 2/18	28 日
73	広州市 AIC 荔湾分局	L 社	2012/ 11/8	2012/ 11/22	2012/ 11/28	2012/ 12/10	12 日
74	広州市花都区 TSB		2012/ 11/8	2012/ 11/22	2012/ 11/28	2012/ 12/11	13 日
77～ 79	深圳市 MSA 宝 安分局	M 社	2012/ 11/13	2012/ 11/22	2013/ 1/7	2013/ 1/17	10 日

5) 当局から権利者への回答結果

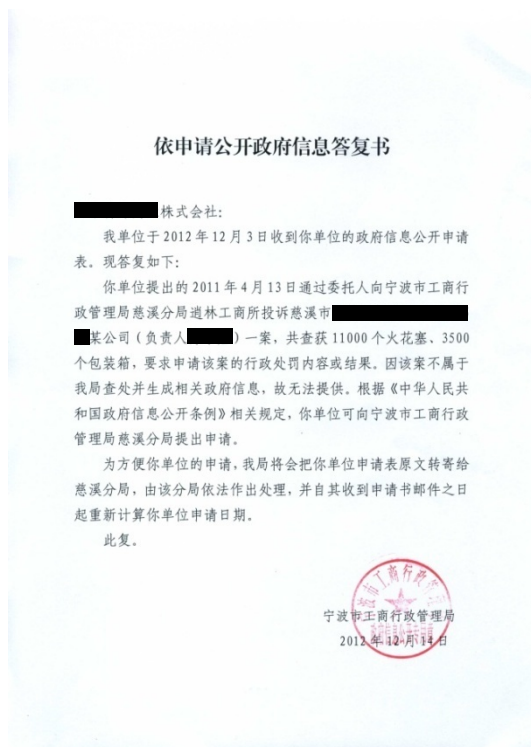
●浙江省当局

案件 No.	開示対象当局	権利者企業	公開の可否
69	樂清市 TSB	A 社	公開
63～65	寧波市 AIC、 寧波市 AIC 慈溪分局逍林 工商所、 寧波市 AIC 慈溪分局横河 工商所	L 社	公開
67	永康市 AIC		公開
68	瑞安市 AIC 塘下鎮工商所		公開
71、72	嘉善県 AIC		公開不能（公開す べき情報がない ため）
66	義烏市 TSB	M 社	公開

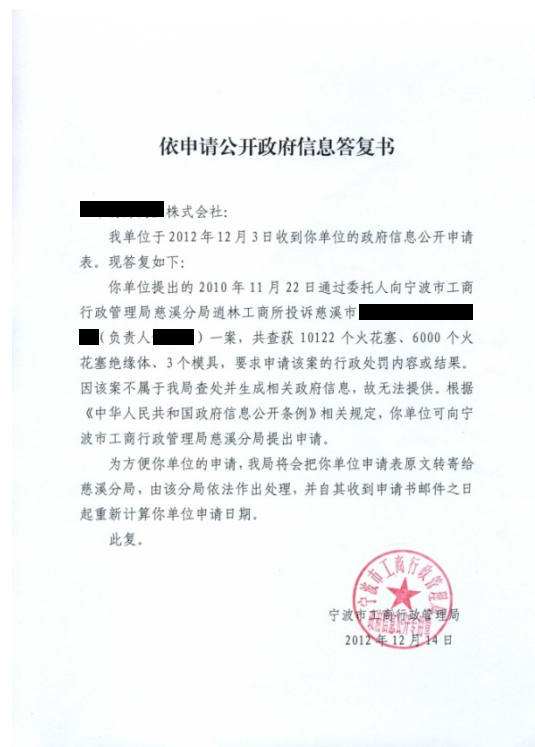
●広東省当局

案件 No.	開示対象当局	権利者企業	公開の可否
70	東莞市 TSB	A 社	公開
75、76	広州市 TSB		非公開
73	広州市 AIC 荔湾分局	L 社	非公開
74	広州市花都区 TSB		非公開
77～79	深圳市 MSA 宝安分局	M 社	非公開

●情報開示可に関する回答（寧波市 AIC 慈溪分局逍林工商所 ⇒ L 社）

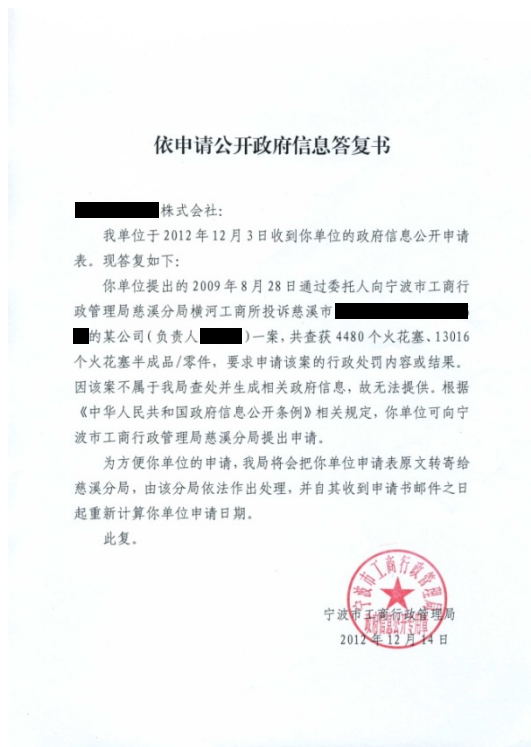


案件No. 63／政府情報の公開申請への回答書



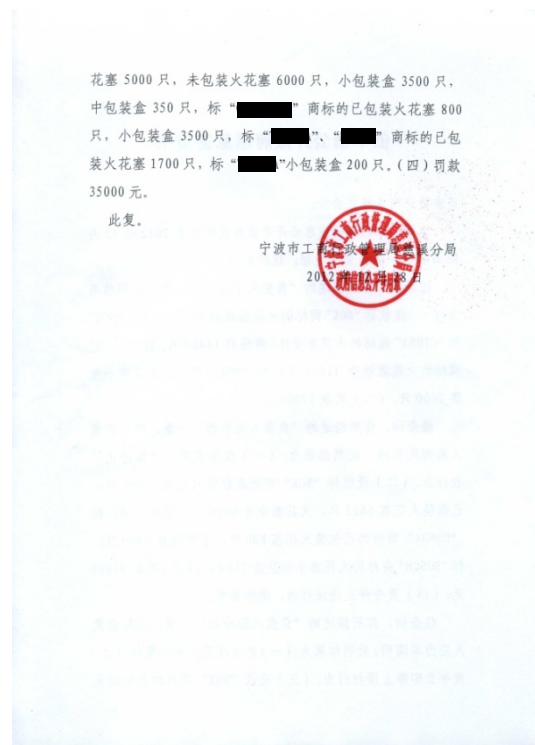
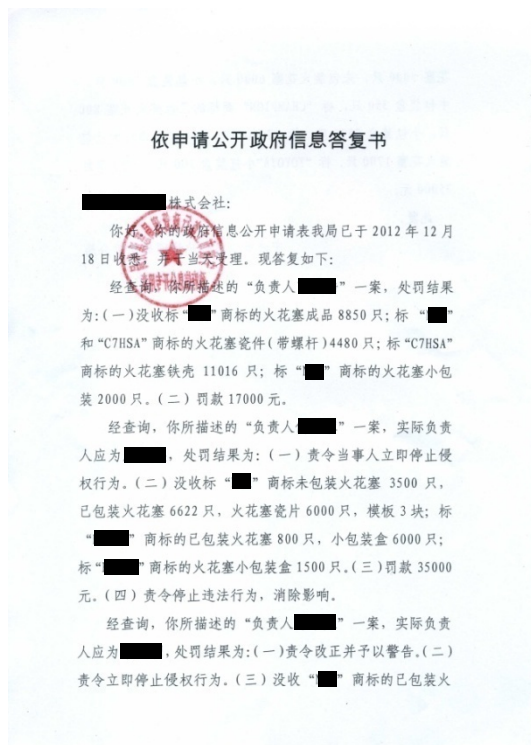
案件No. 64／政府情報の公開申請への回答書

●情報開示可に関する回答（寧波市 AIC 慈溪分局横河工商所 ⇒ L 社）



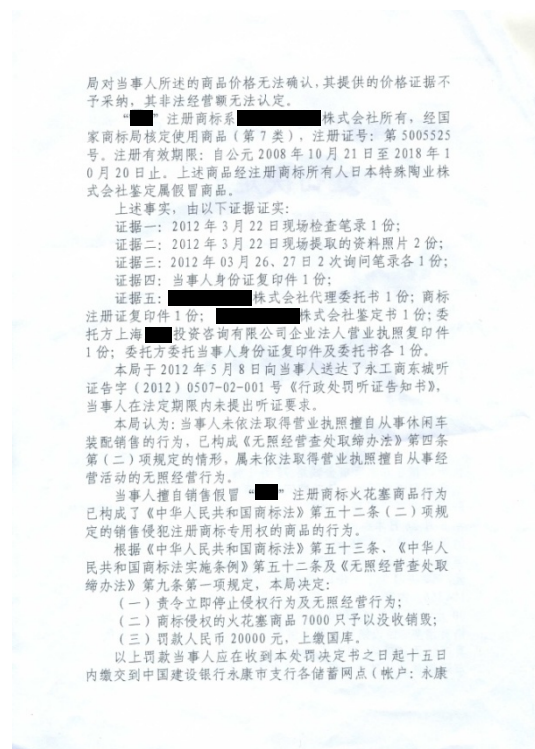
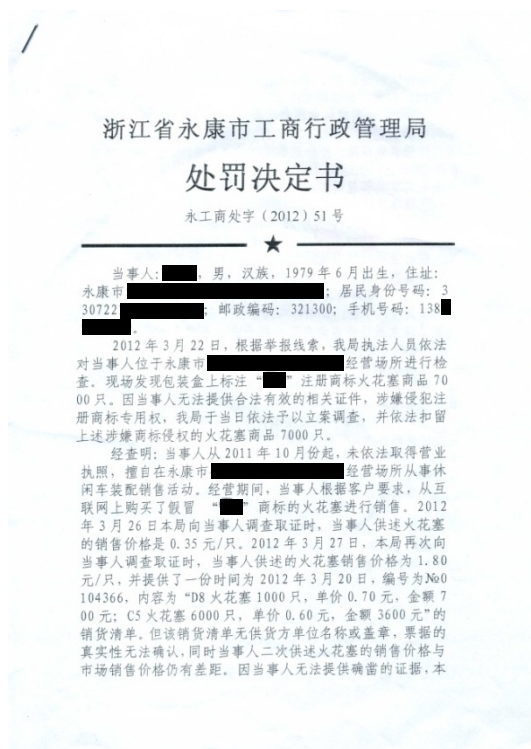
案件No. 65／政府情報の公開申請への回答書

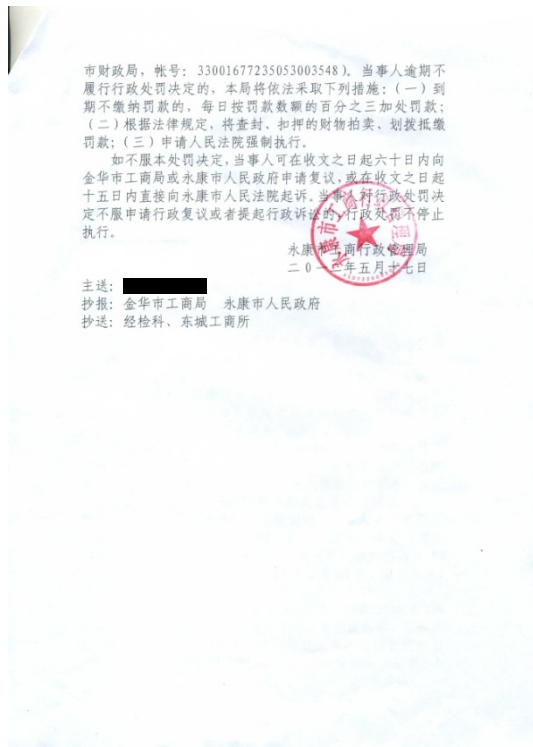
●情報開示可に関する回答（寧波市 AIC 慈溪分局 ⇒ L 社）



案件No. 63~65／政府情報の公開申請への回答書

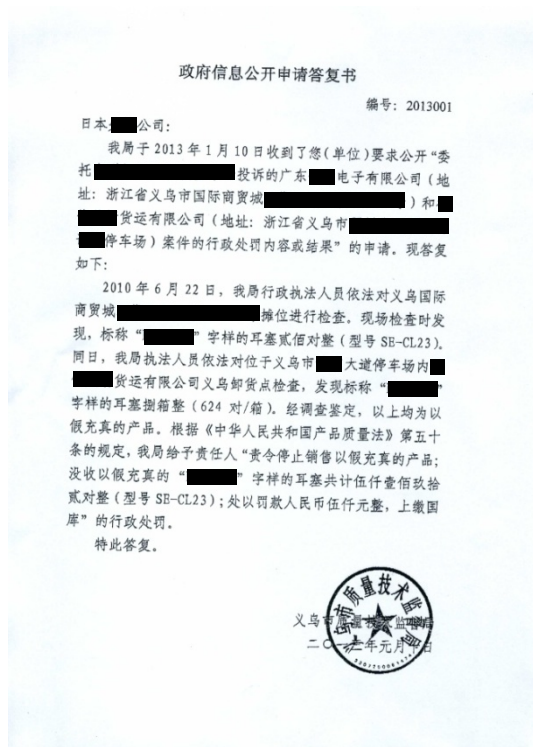
●情報開示可に関する回答（永康市 AIC ⇒ L 社）





案件No. 67／行政处罚决定书原本の写し

●情報開示可に関する回答（義烏市TSB ⇒ M社）



案件No. 66／政府情報開示申請に対する回答書

●情報開示可に関する回答（乐清市TSB ⇒ A社）

001

质量技术监督
行政处罚决定书
(乐)质技监罚字〔2011〕A051号

副本

被处罚单位(人): 个体户

地址: 乐清市

违法事实: 2011年3月23日, 我局柳市分局执法人员依法对位于乐清市 个体户进行执法检查, 经检查具体情况如下: 现场有标 “CORP. JAPAN” 的小型断路器外壳计100只; 模块1块。 个体户未能提供相关的合法手续和证明, 上述产品被扣押。

经进一步调查核实: 与 无相关协作关系, 因而承印标 “CORP. JAPAN” 的小型断路器外壳属违法承印 “CORP. JAPAN (日本 公司) 的品牌标志。

现场违法的产品有: 标 “CORP. JAPAN” 的小型断路器外壳计100只, 单价为0.50元/只。以上产品总货值为50元。

证据: 以上事实有现场检查笔录、调查笔录等证据证明。

性质: 与 “CORP. JAPAN (日本 公司) 无相关协作关系违法承印 “

乐清市质量技术监督

002

CORP. JAPAN (日本 公司) 的品牌标志的行为, 已违反《浙江省产品质量监督条例》第十三条的规定。

处罚依据及决定: 依据《浙江省产品质量监督条例》第三十七条的规定, 给予下列行政处罚:

- 1、没收违法承印物品;
- 2、罚款5000元, 上缴国库。

处罚履行方式和期限: 以上行政处罚, 罚款由被处罚单位(人)自收到本决定书之日起十五日内到工行乐清市支行缴纳, 帐号: 1203282029200436595; 逾期不缴纳的, 每日按罚款数额的百分之三加处罚款。

当事人对以上行政处罚不服的, 可在接到本决定书之日起, 六十日内向温州市质量技术监督局或乐清市人民政府申请复议, 或三个月内向乐清市人民法院提起诉讼; 逾期不申请复议、不起诉又不履行的, 本局将申请乐清市人民法院强制执行或按有关规定执行。

二〇一一年九月二十六日

副本与正本核对无异

承办人: 核准人: 批准时间: 2011年9月26日

案件No. 69 / 行政处罚决定书原本の写し

●情報開示可に関する回答（瑞安市AIC塘下鎮工商所 ⇒ A社）

12/07 2031 12:31 #2105 P.001

瑞安市工商行政管理局
行政处罚决定书

瑞工商处字(2010)第184号

当事人: 男, 汉族, 1949年7月23日出生, 小学文化程度, 住址: 瑞安市, 公民身份号码: 330321; 系个体工商户, 组成形式: 个人经营, 经营场所: 瑞安市, 经营范围及方式: 摩配加工, 执照有效期: 自2010年1月28日至2014年1月27日, 营业执照注册号: 3303, 电话: , 邮编: 。

经查明: 当事人戴绍挺未经 “ ” 商标注册人 株式会社许可, 擅自在其生产的同一种商品摩托车火花塞高压帽上使用与该注册商标相同的商标。自2010年1月20日开始至2010年3月12日立案发止, 当事人在其位于瑞安市 的工场内生产了标有 “ ” 商标的摩托车火花塞高压帽成品27600只、半成品2400只, 均未销售, 成品销售定价每只0.33元, 半成品成本价每只0.07元。以上合计非法经营额9276元。涉案商品已于案发当日被本局依法扣押。

以上事实, 由以下证据证实: 现场检查笔录, 涉案摩托车火花塞高压帽, 涉案现场和涉案摩托车火花塞高压帽照片, “ ” 商标注册

12/07 2031 12:31 #2105 P.002

资料, 当事人 的询问调查笔录, 当事人的营业执照复印件。

本局认为: 当事人未经 “ ” 商标注册人许可, 擅自在其生产的同一种商品摩托车火花塞高压帽上使用与其注册商标相同的商标, 其行为属于《中华人民共和国商标法》第五十二条第(一)项所指的侵犯注册商标专用权。根据《中华人民共和国商标法》第五十三条和《中华人民共和国商标法实施条例》第五十二条的规定, 本局决定, 责令当事人立即停止侵权行为, 并对其处罚如下:

- 一、没收在扣的侵权商品(标有 “ ” 商标的摩托车火花塞高压帽成品27600只、半成品2400只);
- 二、处罚款22000元。

当事人应自收到本处罚决定书之日起十五日内就近到瑞安市工商银行营业部(帐户: 瑞安市政府非税收入汇缴结算专户, 帐号: 1203281009064090915)缴纳罚款。逾期不缴纳罚款的, 每日按罚款数额的百分之三加处罚款。

如不服上述处罚决定, 可在接到本行政处罚决定书之日起六十日内向温州市工商行政管理局或瑞安市人民政府申请复议, 也可在十五日内依法直接向瑞安市人民法院提起诉讼。

瑞安市工商行政管理局
二〇一〇年六月

案件No. 68 / 行政处罚决定书原本の写し

●情報開示可に関する回答（東莞市TSB ⇒ A社）

09/09/15 19:15 HP LASERJET FAX p.01

**质量技术监督
行政处罚决定书副本**

(东)质监罚字[2011]第266号

东莞市南城[]
地址 东莞市南城[] 邮编 []
营业执照(身份证件)编号 4419009030 [] 电话 []
法定代表人(负责人) 伍坤 [] 职务 [] 电话 []

东莞市南城[]于2011年3月期间生产冒用他人厂名(WITTS ELECTRIC)造产地(MADE IN JAPAN)的变频器4台(型号为[]30K-CHT),货值金额合计壹万叁仟贰佰元(13200元)。

以上事实违反《中华人民共和国产品质量法》第三十条,依据《中华人民共和国产品质量法》第五十三条。

本局决定给予以下行政处罚:

一、责令停止生产冒用他人厂名、伪造产地的产品;
二、没收冒用他人厂名、伪造产地的变频器4台(型号为[]CHT);
三、处以壹万叁仟元的罚款,上缴国库。

请于收到本决定书之日起十五日内将罚款缴到
农业银行、工商银行、建设银行、任意一银行的非税系统
逾期不缴罚款的,每日按罚款数额的3%加处罚款。
如对本决定不服,可于接到本决定书之日起六十日内向广东省质量技术监督局申请行政复议,也可以于三个月内依法向人民法院提起行政诉讼。

2011年4月14日

案件No. 70/行政处罚决定书原本の写し
(ファックス)

广东省东莞市质量技术监督局

(2013)第2号

关于政府信息公开申请的答复

本机关于2013年1月21日收到您提交的政府信息公开申请。经审核,本机关决定对您公开查处东莞市[]销售部的有关信息。

根据举报投诉,本机关于2011年3月30日对东莞市[]销售部进行执法检查,现场查获该销售部生产、冒用他人厂名、伪造产地的“[]变频器”4台及用于生产上述违法产品的原材料一批(包装箱6个、变频器外壳8个、使用手册10本)。本机关依法对上述违法产品进行了扣押,并于2011年5月17日对该销售部下达了《行政处罚决定书》。

特此告知。

附件:行政处罚决定书复印件一份

2013年1月23日

案件No. 70/政府情報開示申請に関する回答
(郵送)

●未立件につき、公開不能に関する回答（嘉善県AIC ⇒ L社）

政府信息公开告知书

2013 年第 2 号

_____[] 株式会社:

本单位于 13 年 1 月 14 日收到你(单位)提出的政府信息公开申请,具体见申请表 2013 年第 2 号。经查,你(单位)申请获取的政府信息:

☐ 属于公开范围,请到_____领取或注意查收(电子邮件/信件);

☐ 属于部分公开范围,请到_____领取或注意查收(电子邮件/信件);

☐ 属于主动公开范围,请到_____查阅;

☐ 不属于本单位,建议向_____咨询,联系方式为_____;

☒ 不存在。“上海[]投资咨询有限公司对位于浙江省嘉善县木业大道[]的某火花塞工厂”的投诉不符合受理条件,故我局未受理此案。

☐ 按规定应出示有效身份证件或者证明文件,请携带有效证件到本单位当面申请,地点如下:_____;

☐ 按规定,本单位应向你(单位)收取费用人民币_____元。

特此告知。

公章或专用章
2013年1月23日

联系电话: 84231280

(一式二份,一份存档,一份送申请人)

2

案件No. 71/政府情報公開告知書

政府信息公开告知书

2013 年 第 1 号

_____ 株式会社 _____:

本单位于 13 年 1 月 14 日收到你(单位)提出的政府信息公开申请,具体见申请表 2013 年 第 1 号。经查,你(单位)申请获取的政府信息:

☐ 属于公开范围,请到_____领取或注意查收(电子邮件/信件);

☐ 属于部分公开范围,请到_____领取或注意查收(电子邮件/信件);

☐ 属于主动公开范围,请到_____查阅;

☐ 不属于本单位,建议向_____咨询,联系方式为_____;

☒ 不存在。2010 年 12 月 10 日,上海_____投资咨询有限公司向本局投诉嘉善县魏塘镇华东建材市场_____有假冒烟花塞,经我局执法人员现场检查,投诉地点为一快递企业,假冒烟花塞为外地向嘉善寄送的物品,且无接收人姓名,只留一手机号码,经调查该号码为空号,所以我局无法找到当事人,无法立案查处。

☐ 按规定应出示有效身份证件或者证明文件,请携带有效证件到本单位当面申请,地点如下:_____;

☐ 按规定,本单位应向你(单位)收取费用人民币_____元。

特此告知。

公章或专用章
2013 年 1 月 23 日

联系电话: 84231280 _____

(一式二份,一份存档,一份送申请人)

案件No. 72／政府情報公開告知書

●情報開示不可に関する回答（広州市TSB ⇒ A社）

法的根拠：中華人民共和国政府政府情報公開条例 第1条

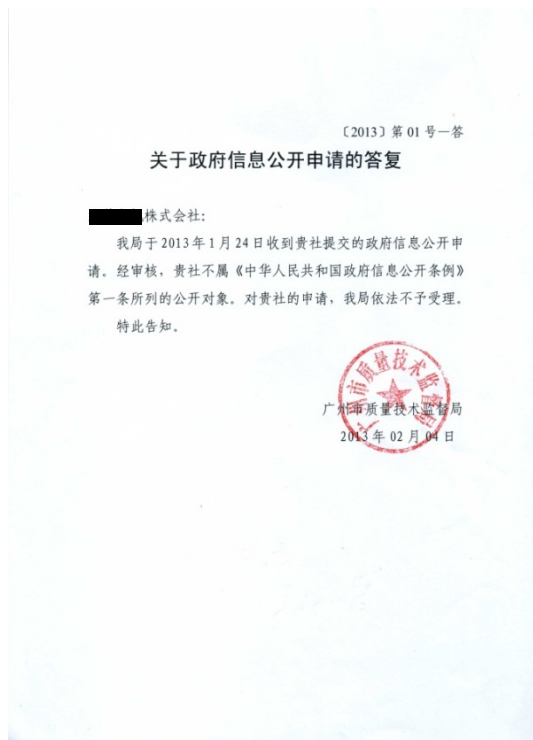
⇒ 政府政府情報公開は、中国の公民、法人およびその他の組織を対象としており、海外に所在する法人は含まないとの解釈から。

中国内の現地法人や代理会社からの申請であれば開示可能（但し、その場合、公証認証手続を経た権利者の委任状が必要）。

中華人民共和国政府政府情報公開条例

第1条

公民、法人およびその他の組織が法に基づき政府情報を取得することを保障し、政府活動の透明度を向上させ、法による行政を促し、人民大衆の生産、生活および経済社会活動に対する政府情報の奉仕的役割を十分に發揮させるために、本条例を制定する。



案件No. 75、76／政府情報開示申請に関する回答

●情報開示不可に関する回答（広州市AIC荔湾分局 ⇒ L社）

案件No. 73に関して、書面での回答なし（電話での回答のみ）

法的根拠：広東省政府情報公開申請に基づく業務規程 第6条
⇒ 申請者は海外法人にあたり、情報開示対象の資格を有さないため。

●情報開示不可に関する回答（広州市花都区TSB ⇒ L社）

案件No. 74に関して、書面での回答なし（電話での回答のみ）

法的根拠：広東省政府情報公開申請に基づく業務規程 第6条
⇒ 申請者は海外法人にあたり、情報開示対象の資格を有さないため。

●情報開示不可に関する回答（深圳市MSA宝安分局 ⇒ M社）

法的根拠：広東省政府情報公開申請に基づく業務規程 第6条
⇒ 申請者は海外法人にあたり、情報開示対象の資格を有さないため。

広東省政府情報公開申請に基づく業務規程

第 6 条

行政機関が申請者の政府情報公開申請を受け取った後に、申請者に対する主体資格審査を行わなければならない。

我が国の公民、法人或はその他組織が行政機関に対し、自身特殊需用に関わる政府情報（税金納付、社会保障、医療衛生など）の公開を申請する場合、有効身分証明書或は証明文書を出さなければならない、できない場合は受理できない。

国内の外国公民、法人或いはその他組織が我が省行政機関に対して、政府情報公開を申請した場合、関係法律文書および申請者身分証明材料を出さなければならない、できない場合は受理できない。

国内の外国公民、法人或はその他組織の政府情報公開の申請を受取った後、申請者の身分に対する審査を行わなければならない。必要な場合には、外事主管部門が協力をもらいつつ、公安部門が審査を行う。

国外の外国公民、法人或はその他組織の政府情報公開申請につき、受理しない。

香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区住民、法人或はその他組織が我が省行政機関に対して、政府情報公開を申請した場合にも、上記規程を参照する。

本件業務規程は、政府公開条例を受けて、広東省より発せられた内部基準であると考えられ、そうだとすれば、同規定でなされる解釈は司法判断を拘束しないとも考えられるが、この点、両者の適用関係は必ずしも明らかではない。もっとも、本件調査結果に鑑みれば、広東省内の当局から日本権利者に直接開示がなされたケースは相対的に少なく、同省内の当局は上記規定に従った運用をなしている可能性も高いため、権利者側としては、同規定に沿って、中国現地法人から申請する、中国における代理人を選定した上同代理人経由で選定する等の工夫をすることも有用かと考えられる。

「非開示」となった案件については、権利者の意向も踏まえ、引き続き、開示主体を変更する等して請求予定である。

发件人: bafjzw [mailto:████████@szaic.gov.cn]
发送时间: 2013年1月26日 17:26
收件人: rong huang
主题: Re: 政府信息公开答复书(日本██████公司)

您好:
你咨询的问题我局工作人员已电话告知你。

深圳市市场监督管理局宝安分局
2013年1月26日

----- Original Message -----

From: ██████████
To: 宝安分局政务公开
Sent: Thursday, January 17, 2013 4:04 PM
Subject: 答复: 政府信息公开答复书(日本██████公司)

您好:
请问主体为何不适格呢?

████████
2013年1月17日

发件人: bafjzw [mailto:████████@szaic.gov.cn]
发送时间: 2013年1月17日 15:59
收件人: ██████████
主题: 政府信息公开答复书(日本██████公司)

日██████公司:
现将《政府信息公开答复书》发送给你司, 请查收。

深圳市市场监督管理局宝安分局
2013年1月17日

案件No. 77~79／電子メールによる回答

・開示可否に関する当局からの回答方法

回答方法については、開示可の場合は郵送による書面での回答方法が一般的となっている。なお、乐清市TSBと瑞安市AIC塘下鎮工商所（いずれも温州市管轄地区）においては、郵送ではなくファックスによる書面回答の方法が見られた。一方、非開示の場合は電話による口頭での回答か、もしくは郵送による書面での回答の形のいずれかが取られた。

寧波市の3事例については、それぞれ管轄の工商所および寧波市AIC慈溪分局の双方から、それぞれ情報開示可に関する回答が発行された。

広東省では、海外法人に対しては一律開示不可とされている中で、東莞市TSBでは例外的に開示に同意してくれた。原則開示不可から開示へ至る過程において、電話⇒ファックス⇒郵送による開示の方法が取られた。

深圳市市场监督管理局宝安分局

政府信息公开答复书

■■■■公司:

你司于2013年1月7日通过信函方式提交的政府信息公开申请收悉,经研究,答复如下:

根据《广东省政府信息公开申请公开工作规程》第六条的规定,你司不符合依申请公开的主体资格,因此,你司提交的申请,我分局不予受理。

特此告知。



深圳市市场监督管理局宝安分局
2013年1月17日

案件No. 77~79／政府情報開示申請に関する回答

案件No.	開示対象当局	権利者企業	開示の可否		回答方法
63、64	寧波市AIC、寧波市AIC慈溪分局逍林工商所	L社	開示	=	郵送(EMS)
65	寧波市AIC、寧波市AIC慈溪分局横河工商所	L社	開示	=	郵送(EMS)
67	永康市AIC	L社	開示	=	郵送(EMS)
66	義烏市TSB	M社	開示	=	郵送(EMS)
68	瑞安市AIC塘下鎮工商所	L社	開示	=	ファックス

案件 No.	開示対象当 局	権利者企業	開示の 可否		回答方法	
69	乐清市 TSB	A 社	開示	=	ファッ クス	⇒ ファッ クス ⇒ 郵送 (EMS)
70	東莞市 TSB	A 社	開示	=	電話	
71、 72	嘉善県 AIC	L 社	開示不能 (情報がな いため)	=	郵送 (普通 郵便)	
75、 76	広州市 TSB	A 社	非開示	=	郵送 (EMS)	
73	広州市 AIC 荔湾分局	L 社	非開示	=	電話	
74	広州市花都 区 TSB	L 社	非開示	=	電話	⇒ 電子メ ール
77 ～79	深圳市 MSA 宝 安分局	M 社	非開示	=	電話	



嘉善県AICからL社への郵送用封筒



広州市TSBからA社への郵送（EMS）用封筒

四. 総括

1. 調査結果総括

上述の二. と三. において、制度上および実際の運用におけるそれぞれの情報開示請求手続の流れを調査したところ、概ね以下のとおりであった。

- ・ 情報開示請求手続について、関連の条例や規定による運用について、特段、大きな支障があるとはうかがわれなかった。

- ・ 実際の運用にあたっては、当局への開示請求手続に対して、開示請求先である浙江省および広東省の全ての当局より、3日～1ヶ月以内に開示の可否に関する回答を受けた。

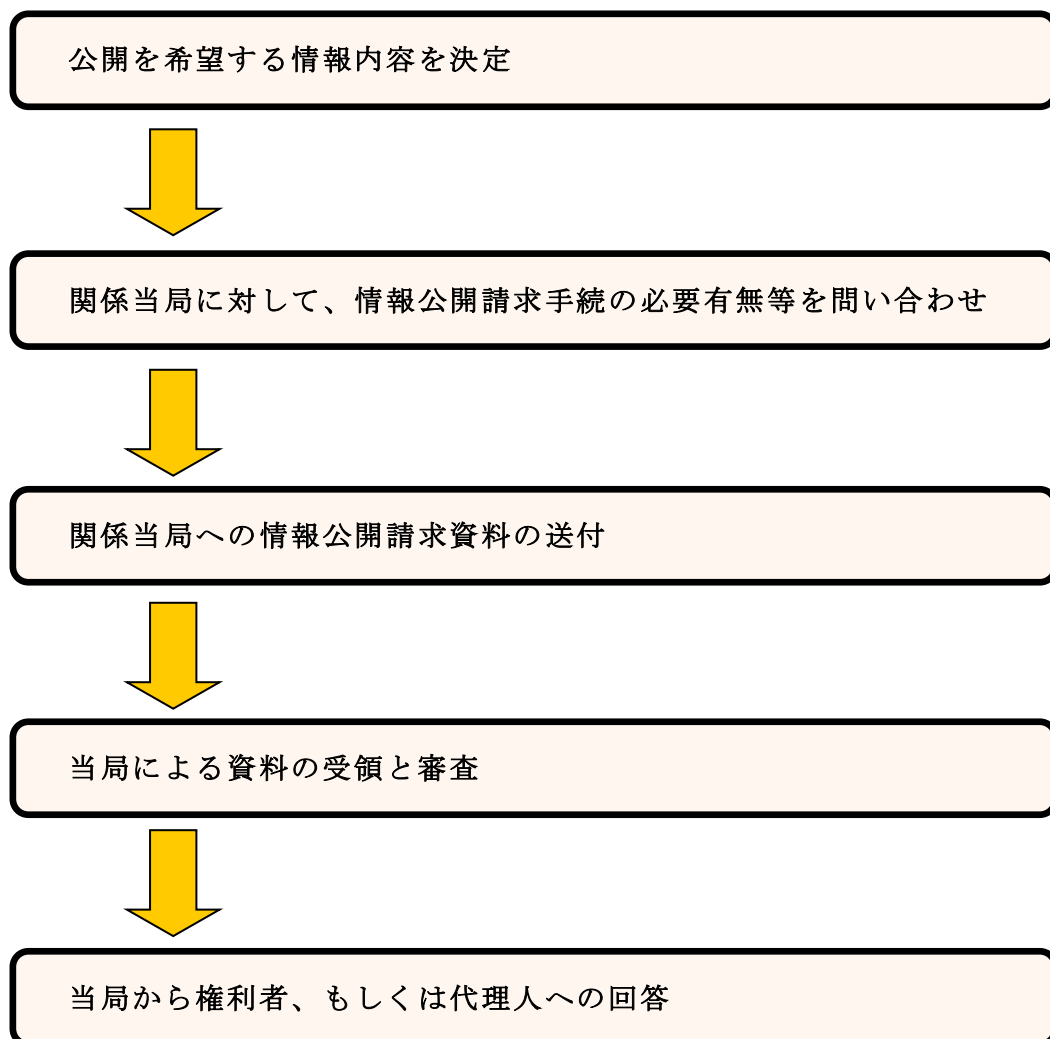
- ・ 浙江省においては、全当局が情報を開示した（1件のみ、開示請求対象情報がそもそも存在しなかったことから、その旨を記載した通知を受領した）。

- ・ 一方、広東省においては、海外法人への公開申請につき受理しない旨の業務規程の存在もあって、1当局を除き、他の全局は情報の開示をなさなかった。

- ・ 少なくとも、《中華人民共和国政府情報公開条例》や上海市、江蘇省、浙江省のそれぞれの地域における関連法令では、海外法人への公開申請不受理に関して、明確な記載がされておらず、各当局によりその解釈は異なっている。
現状では、海外法人への情報公開不可は、ほぼ広東省のみにおいて見られる傾向であり、聞取調査結果等を踏まえても、他の大都市地域においては特に見られていない。

- ・ 結論として、政府情報開示請求手続を通して、情報開示を請求する場合、海外法人は広東省においては公開不可とされる可能性が高い。
一方で、他地域においては、公開請求を受理する当局と申請自体不受理とする当局等、また情報を開示する当局と開示不可とする当局等、様々な反応が見られると思われるが、開示もしくは非開示等、何らかの回答を得られる可能性は高い。

2. フローチャート



3. 政府情報公開申請表への記入例等

- ・ 申請者情報：

政府信息公开申请表

申请人信息	公民	姓名		工作单位		
		证件名称		证件号码		
		通信地址				
		联系电话		邮政编码		
		电子邮箱				
	法人或者其他组织	名称			组织机构代码	
		营业执照				
		法人代表		联系人		
		联系人电话				
		联系人邮箱				
		联系地址				
	申请人签名或者盖章					
	申请时间		年 月 日			

情報公開の請求先としての当局
 申請者が個人である場合に記入
 申請者の署名もしくは捺印
 申請日時
 申請者が法人である場合に記入

- ・必要とする情報に関する状況：

所需 信息 情况	所需信 息内容 描述	申请人于〇〇年〇月〇日委托_____公司 向贵局投诉的_____（地_____） 一案中，共查获：_____等_____品。现权利人——〇〇〇〇 株式会社，特向贵局申请该案的行政处罚内容_____结果对申请人公开，请予批准！	
	选 填 部		
	所需信息的信息索取号		
	所需信息的用途	〇〇〇〇株式会社用于了解案件处罚情况、内部留档， 不作其他用途。对于贵局向申请人公开的行政处罚内容或结 果，我方绝不向任何第三方泄露。	
	是否申请减免费用 ☐ 申请。 请提供相关证明 ☐ 不	信息的指定提供 方式 ☐ 纸面 ☐ 电子邮件 ☐ 光盘 ☐ 磁盘	获取信息方式 ☐ 邮寄 ☐ 快递 ☐ 电子邮件 ☐ 传真 ☐ 自行领取/当场阅读、抄录
(仅限公民申请)	(可多选)	(可多选)	
☐ 若本机无法按照指定方式提供所需信息，也可接受其他方式			

費用免除の申請
の有無

情報提供指定方
式

情報獲得方式

もし貴局は指定し
た方式で必要な情
報提供ができない
場合、他の方式で
受け取ることも可
能

4. 情報公開申請書フォーマットの入手先一例

・江蘇省

<http://www.js.gov.cn/xxgk/ysqgk/bgxz/>



・浙江省

http://zfxgk.zj.gov.cn/xxgk/jcms_files/jcms1/web1/site/col/col4569/index.html



人 信 息	名 称			组织机构代码	
	营业执照信息				
	法人/ 其它组织	法定代表人 或负责人		联系人姓名	
	联系人电话				
	联系人 电子邮箱				
	申请人签名或者盖章				
	申请时间				
所 需 信 息	所需信息的 内容描述				
	所需信息的 用途描述				
情 况	是否申请减免费用 ☐ 申请。请提供相关证 明 ☐ 不	所需信息的指定提供方 式（可多选） ☐ 纸面 ☐ 电子邮件 ☐ 光盘 ☐ 磁盘	获取信息的方式（可多选） ☐ 邮寄 ☐ 快递 ☐ 电子邮件 ☐ 传真 ☐ 自行领取/当场阅读、抄 录		
	☐ 若本机关无法按照指定方式提供所需信息，也可接受其他方式。				

说明：1. 申请表应填写完整，对没有联系方式或联系方式有误的信息恕不回复。
2. 申请表内容应真实有效，同时申请人对申请材料的真实性负责。
3. 申请人根据本省有关规定属于低收入者的，如需免除费用，须在本表中提出，并
同时提供相关证明。

请点击下载申请表

【打印本页】 【关闭窗口】

主办：浙江省人民政府办公厅 承办：浙江省行政首脑机关信息中心

备案：浙ICP备12000333号-1 最佳使用效果：10

申請書フォーマットの
ダウンロード先

持：南京大汉科技

• 广东省

http://ysq.gd.gov.cn/step1.php?u=1



广东省人民政府

People's Government of Guangdong Province



www.gd.gov.cn

手机版指南 政务信息订阅 使用帮助 设为首页 加入收藏 简体 繁体

[首页](#) [广东概况](#) [政务公开](#) [网上办事](#) [网上监察](#) [网上信访](#) [公众互动](#) [投资广东](#) [旅游广东](#) [政务网站导航](#)

欢迎来到广东省政府门户网站

政府信息网上依申请公开系统

您的当前位置： 广东省人民政府 >> 政府信息网上依申请公开系统 >> 广东省人民政府办公厅

[返回政府信息公开专栏](#)

您好！欢迎使用政府信息网上依申请公开系统。您可以根据自身生产、生活、科研等特殊需要，通过本系统向广东省各地级以上市政府和省人民政府各部门各直属机构申请获取相关政府信息。本系统向您提供在线身份验证、提交申请表、提交成功短信接收、查询办理进度、查看电子反馈文书等辅助功能。

为保证您及时获取所需政府信息，提高效率，请您在正式提交政府信息公开申请之前，通过下面的“主动公开政府信息检索”进行查询。

由于互联网信息处理技术的固有缺陷，硬件故障或其它不可抗力导致的服务暂停不能完全避免，本系统不能保证所有网上申请100%成功提交及办理。

本系统目前处于试运行阶段，仅向广东省户籍的公民开放申请功能，非广东省户籍的公民可通过书面方式提出申请（[下载申请表](#)），采用书面方式申请的，应当在信封的显著位置标注：“政府信息公开申请”字样（[查看请点击各市各部门政府信息公开规定](#)）。如对已提交的申请进行查询，请使用“查询”。感谢您的支持和配合。

主动公开信息检索： 全部 全部时间 提交 高级搜索

[我要申请](#)

[我想查看处理状态](#)

[我了解相关规定](#)

如果您在本页面发现错误，请先[用鼠标选择出错的内容片断](#)，然后同时按下“CTRL”与“ENTER”键，以便将错误及时通知我们，感谢您对我们网站的大力支持。

联系我们 | 使用帮助 | 网站地图 | 检索中心

Copyright 2006 www.gd.gov.cn All Rights Reserved 粤ICP备05070829

主办：广东省人民政府办公厅 协办：广东省经济和信息化委员会 承办：南方新闻网

(建议使用1024×768分辨率 IE6.0以上版本浏览器)

		(当局名)		政府信息公开申请表		
申请人信息	公民	姓名		工作单位		
		证件名称		证件号码		
		通信地址				
		联系电话		邮政编码		
		电子邮箱				
	法人或者其他组织	名称		组织机构代码		
		营业执照				
		法人代表		联系人		
		联系人电话				
		联系人邮箱				
		联系地址				
	申请人签名或者盖章					
	申请时间		年 月 日			
所需信息情况	所需信息内容描述	申请人于〇〇年〇月〇日委托_____公司 向贵局投诉的_____（地址：_____） 一案中，共查获：_____等物品。现权利人——〇〇〇〇 株式会社，特向贵局申请该案的行政处罚内容或结果对申请人公开，请予批准！				
		选 填 部 分				
		所需信息的信息索取号				
	所需信息的用途	〇〇〇〇株式会社用于了解案件处罚情况、内部留档， 不作其他用途。对于贵局向申请人公开的行政处罚内容或结果， 我方绝不向任何第三方泄露。				
	是否申请减免费用	信息的指定提供方式	获取信息方式			
	☐ 申请。 请提供相关证明 ☐ 不	☐ 纸面 ☐ 电子邮件 ☐ 光盘 ☐ 磁盘	☐ 邮寄 ☐ 快递 ☐ 电子邮件 ☐ 传真 ☐ 自行领取/当场阅读、抄录			
	(仅限公民申请)		(可多选)		(可多选)	
☐ 若本机关无法按照指定方式提供所需信息，也可接受其他方式						

[和 訳 文]

(当局名)

政府情報開示申請表

申請者 情報	公民	名 前		勤務先	
		証明書名称		証明書番号	
		連絡先住所			
		連絡先番号		郵便番号	
		電子メール			
	法人或いはその他の組織名	名 称		組織機関コード	
		営業許可書			
		法人代表		連絡先担当	
		連絡先			
		連絡先メール			
	連絡先住所				
申請者サイン或いは捺印					
申請時間		年 月 日			
必 要 情 報 の 内 容 の 詳 細	必要情報詳細	申請者は〇〇年〇月〇日 _____ に委託し、 貴局に申し立てた _____ (住所： _____) の内容の _____ の案件に関し、 _____ が押収された。現在権利者--〇〇〇 〇株式会社は、ここに貴局に当該案件の行政処罰の内容および結果等の情報 開示を申請しますのでご承認願います。			
	選択記入部分				
	必要情報の取寄せ番号				
	必要情報の用途		〇〇〇〇株式会社様は案件の進捗を適切に把握する為、 ここに、貴局に行政処罰の内容および結果等の情報開示を 申請する。開示情報につき内部留保とし、決して第三者に 情報を漏洩しないとする。		
	費用免除の申請の有無 ☐ 申請 (証明する材料の提出) ☐ 申請しない (公民よりの申請に限る)	情報提供指定方式 ☐ 紙媒体 ☐ 電子メール ☐ CD-ROM ☐ ディスク (複数選択可)	情報獲得方式 ☐ 郵便 ☐ 書留 ☐ 電子メール ☐ FAX ☐ 自ら受取或いは抄録 (複数選択可)		
	☐ もし貴局は指定した方式で必要な情報提供ができない場合、他の方式で受け取ることも可能				

別紙 2 各権利者の事例一覧

表内の「ヒアリング結果」欄の記号説明：

① … 情報開示請求手続を取らなくても、連絡をもらえれば、処罰情報を開示すると回答し

② … 情報開示請求手続を取れば、個別に開示の可否を検討し開示できる可能性がある

上記のうち、情報開示請求に応じた当局は Y、情報開示請求に応じなかった当局は N。

さらに、処罰情報を開示した当局は○、処罰情報を開示しなかった当局は×。

③ … 情報開示請求手続を取っても、個別の行政摘発案件については、開示することが

④ … ヒアリングが実施できなかった当局。

案件 No.	当局 No.	ヒアリング結果	摘発地	開示対象当局
1	(1)、(2)	①	北京市	北京市 AIC 朝陽分局
2	(1)、(2)	①	北京市	北京市 AIC 朝陽分局
3	(3)	①	吉林省	長春市 AIC 南関区分局
4	(3)	①	吉林省	長春市 AIC 南関区分局
5	(3)	①	吉林省	長春市 AIC 南関区分局
6	(3)	①	吉林省	長春市 AIC 南関区分局
7	(3)	①	吉林省	長春市 AIC 南関区分局
8	(3)	①	吉林省	長春市 AIC 南関区分局
9	(3)	①	吉林省	長春市 AIC 南関区分局
10	(3)	①	吉林省	長春市 AIC 南関区分局
11	(3)	①	吉林省	長春市 AIC 南関区分局
12	(3)	①	吉林省	長春市 AIC 南関区分局
13	(4)	①	遼寧省	瀋陽市 AIC 五愛分局
14	(4)	①	遼寧省	瀋陽市 AIC 五愛分局
15	(5)	①	山東省	臨沂市 AIC
16	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
17	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
18	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
19	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
20	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
21	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
22	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
23	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
24	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局

25	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
26	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
27	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局

摘発当局	権利者	特記事項
北京市 AIC 朝陽分局	A 社	
北京市 AIC 朝陽分局六里屯工商所	A 社	
長春市 AIC 南関区分局	B 社	
長春市 AIC 南関区分局	B 社	
長春市 AIC 南関区分局	B 社	
長春市 AIC 南関区分局	B 社	
長春市 AIC 南関区分局	B 社	
長春市 AIC 南関区分局	B 社	
長春市 AIC 南関区分局	B 社	
長春市 AIC 南関区分局	B 社	
長春市 AIC 南関区分局	B 社	
長春市 AIC 南関区分局	B 社	
瀋陽市 AIC 五愛分局	C 社	
瀋陽市 AIC 五愛分局	C 社	
臨沂市 AIC	A 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	

案件 No	当局 No.	ヒアリング結果	摘発地	開示対象当局
28	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
29	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
30	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
31	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
32	(6)	①	河南省	鄭州市 AIC 金水分局
33	(7)	①	河南省	鄭州市 TSB 金水分局
34	(8)	①	安徽省	合肥市 AIC
35	(8)	①	安徽省	合肥市 AIC
36	(8)	①	安徽省	合肥市 AIC
37	(8)	①	安徽省	合肥市 AIC
38	(8)	①	安徽省	合肥市 AIC
39	(8)	①	安徽省	合肥市 AIC
40	(9)	①	浙江省	義烏市 AIC
41	(9)、(10)	①	浙江省	義烏市 AIC
42	(9)、(11)	①	浙江省	義烏市 AIC
43	(13)	①	浙江省	義烏市 AIC 江東分局
44	(13)	①	浙江省	義烏市 AIC 江東分局
45	(13)	①	浙江省	樂清市 AIC
46	(13)	①	浙江省	樂清市 AIC
47	(13)	①	浙江省	樂清市 AIC
48	(13)	①	浙江省	樂清市 AIC
49	(14)	①	四川省	成都市 AIC 武侯分局
50	(15)	①	重慶市	重慶市 AIC 渝中区分局
51	(15)	①	重慶市	重慶市 AIC 渝中区分局
52	(15)	①	重慶市	重慶市 AIC 渝中区分局
53	(16)	①	雲南省	昆明市五華区 AIC 蓮華分局
54	(16)	①	雲南省	昆明市五華区 AIC 蓮華分局
55	(17)	①	広東省	広州市 AIC 白雲分局

摘発当局	権利者	特記事項
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	B 社	
鄭州市 AIC 金水分局	D 社、E 社、F 社、 G 社、H 社、I 社	
鄭州市 AIC 金水分局	D 社、E 社、F 社、 G 社、H 社、I 社、 J 社	
鄭州市 TSB 金水分局	D 社、E 社、G 社、 H 社、I 社、J 社、 K 社	
合肥市 AIC	C 社	
合肥市 AIC	C 社	
合肥市 AIC	C 社	
合肥市 AIC	C 社	
合肥市 AIC	C 社	
合肥市 AIC	C 社	
義烏市 AIC	L 社	
義烏市 AIC 稠城工商所	L 社	
義烏市 AIC 義北工商所、義烏市 AIC	A 社	
義烏市 AIC 江東分局	M 社	
義烏市 AIC 江東分局	M 社	
樂清市 AIC	A 社	
樂清市 AIC	A 社	
樂清市 AIC	A 社	
樂清市 AIC	A 社	
成都市 AIC 武侯分局	D 社、E 社、H 社、 I 社	
重慶市渝中区陝西路工商所	C 社	
重慶市渝中区陝西路工商所	C 社	
重慶市渝中区陝西路工商所	C 社	
昆明市五華区 AIC 蓮華分局	D 社、F 社、H 社、 I 社	
昆明市五華区 AIC 蓮華分局	D 社、E 社、F 社、 H 社、I 社	
広州市 AIC 白雲分局	M 社	

案件 No	当局 No.	ヒアリング結果	摘発地	開示対象当局
56	(17)	①	広東省	広州市 AIC 白雲分局
57	(17)	①	広東省	広州市 AIC 白雲分局
58	(18)	①	広東省	広州市 AIC 越秀分局
59	(18)	①	広東省	広州市 AIC 越秀分局
60	(18)	①	広東省	広州市 AIC 越秀分局
61	(18)	①	広東省	広州市 AIC 越秀分局
62	(18)	①	広東省	広州市 AIC 越秀分局
63	(19)、 (20)	②-Y-○	浙江省	寧波市 AIC 慈溪分局
64	(19)、 (20)	②-Y-○	浙江省	寧波市 AIC 慈溪分局
65	(21)	②-Y-○	浙江省	寧波市 AIC 慈溪分局
66	(22)	②-Y-○	浙江省	義烏市 TSB
67	(23)	②-Y-○	浙江省	永康市 AIC
68	(24)	②-Y-○	浙江省	瑞安市 AIC 塘下分局
69	(25)	②-Y-○	浙江省	樂清市 TSB
70	(26)	②-Y-○	広東省	東莞市 TSB
71	(27)	②-Y-×	浙江省	嘉善県 AIC
72	(27)	②-Y-×	浙江省	嘉善県 AIC
73	(28)	②-Y-×	広東省	広州市 AIC 荔湾分局
74	(29)、 (30)	②-Y-×	広東省	広州市花都区 TSB
75	(29)、 (31)	②-Y-×	広東省	広州市天河区 TSB
76	(29)、 (31)	②-Y-×	広東省	広州市天河区 TSB
77	(32)	②-Y-×	広東省	深圳市 MSA 宝安分局
78	(32)	②-Y-×	広東省	深圳市 MSA 宝安分局
79	(32)	②-Y-×	広東省	深圳市 MSA 宝安分局
80	(33)	②-N	上海市	上海市 TSB
81	(33)	②-N	上海市	上海市 TSB
82	(33)	②-N	上海市	上海市 TSB
83	(33)	②-N	上海市	上海市 TSB
84	(33)	②-N	上海市	上海市 TSB
85	(34)	②-N	上海市	上海市 AIC 徐匯分局

86	(34)	②-N	上海市	上海市 AIC 徐匯分局
87	(35)	②-N	上海市	上海市閔行区 TSB
88	(35)	②-N	上海市	上海市閔行区 TSB
89	(35)	②-N	上海市	上海市閔行区 TSB

摘発当局	権利者	特記事項
広州市 AIC 白雲分局	M 社	
広州市 AIC 白雲分局	M 社	
広州市 AIC 越秀分局	M 社	
広州市 AIC 越秀分局	M 社	
広州市 AIC 越秀分局	M 社	
広州市 AIC 越秀分局	M 社	
広州市 AIC 越秀分局	M 社	
寧波市 AIC 慈溪分局逍林工商所	L 社	開示情報入手
寧波市 AIC 慈溪分局逍林工商所	L 社	開示情報入手
寧波市 AIC 慈溪分局横河工商所	L 社	開示情報入手
義烏市 TSB	M 社	開示情報入手
永康市 AIC	L 社	開示情報入手
瑞安市 AIC 塘下鎮工商所	L 社	開示情報入手
樂清市 TSB	A 社	開示情報入手
東莞市 TSB	A 社	開示情報入手
嘉善県 AIC	L 社	公開不能の回答入手
嘉善県 AIC	L 社	公開不能の回答入手
広州市 AIC 荔湾分局	L 社	不受理の回答入手
広州市花都区 TSB	L 社	不受理の回答入手
広州市天河区 TSB	A 社	不受理の回答入手
広州市天河区 TSB	A 社	不受理の回答入手
深圳市 MSA 宝安分局	M 社	不受理の回答入手
深圳市 MSA 宝安分局	M 社	不受理の回答入手
深圳市 MSA 宝安分局	M 社	不受理の回答入手
上海市 TSB	C 社	開示申請せず
上海市 TSB	C 社	開示申請せず
上海市 TSB	C 社	開示申請せず
上海市 TSB	C 社	開示申請せず
上海市 TSB	C 社	開示申請せず

上海市 AIC 徐匯分局、上海市 AIC 徐匯分局康健工商所	C 社	開示申請せず
上海市 AIC 徐匯分局、上海市 AIC 徐匯分局康健工商所	C 社	開示申請せず
上海市閔行区 TSB	C 社	開示申請せず
上海市閔行区 TSB	C 社	開示申請せず
上海市閔行区 TSB	C 社	開示申請せず

案件 No	当局 No.	ヒアリング結果	摘発地	開示対象当局
90	(35)	②-N	上海市	上海市閔行区 TSB
91	(35)	②-N	上海市	上海市閔行区 TSB
92	(35)	②-N	上海市	上海市閔行区 TSB
93	(35)	②-N	上海市	上海市閔行区 TSB
94	(35)	②-N	上海市	上海市閔行区 TSB
95	(35)	②-N	上海市	上海市閔行区 TSB
96	(35)	②-N	上海市	上海市閔行区 TSB
97	(36)	②-N	浙江省	寧波市 AIC
98	(37)	②-N	広東省	珠海市 TSB
99	(38)	③	江蘇省	南京市下関区 TSB
100	(38)	③	江蘇省	南京市下関区 TSB
101	(38)	③	江蘇省	南京市下関区 TSB
102	(38)	③	江蘇省	南京市下関区 TSB
103	(38)	③	江蘇省	南京市下関区 TSB
104	(38)	③	江蘇省	南京市下関区 TSB
105	(38)	③	江蘇省	南京市下関区 TSB
106	(38)	③	江蘇省	南京市下関区 TSB
107	(39)	③	江蘇省	南京市玄武区 TSB
108	(39)	③	江蘇省	南京市玄武区 TSB
109	(39)	③	江蘇省	南京市玄武区 TSB
110	(39)	③	江蘇省	南京市玄武区 TSB
111	(39)	③	江蘇省	南京市玄武区 TSB
112	(39)	③	江蘇省	南京市玄武区 TSB
113	(39)	③	江蘇省	南京市玄武区 TSB
114	(39)	③	江蘇省	南京市玄武区 TSB
115	(39)	③	江蘇省	南京市玄武区 TSB
116	(39)	③	江蘇省	南京市玄武区 TSB

117	(40)	③	江蘇省	南京市秦淮区 TSB
118	(40)	③	江蘇省	南京市秦淮区 TSB
119	(40)	③	江蘇省	南京市秦淮区 TSB
120	(40)	③	江蘇省	南京市秦淮区 TSB
121	(40)	③	江蘇省	南京市秦淮区 TSB
122	(41)	③	江蘇省	揚州市広陵区 AIC
123	(41)	③	江蘇省	揚州市広陵区 AIC
124	(41)	③	江蘇省	揚州市広陵区 AIC
125	(41)	③	江蘇省	揚州市広陵区 AIC

摘発当局	権利者	特記事項
上海市閔行区 TSB	C 社	開示申請せず
上海市閔行区 TSB	C 社	開示申請せず
上海市閔行区 TSB	C 社	開示申請せず
上海市閔行区 TSB	C 社	開示申請せず
上海市閔行区 TSB	C 社	開示申請せず
上海市閔行区 TSB	C 社	開示申請せず
上海市閔行区 TSB	C 社	開示申請せず
寧波市 AIC	A 社	開示申請せず
珠海市 PSB、珠海市 TSB	D 社、F 社、J 社	開示申請せず
南京市 TSB、南京市下関区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市下関区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市下関区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市下関区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市下関区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市下関区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市下関区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市下関区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB	C 社	

南京市 TSB、南京市玄武区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市秦淮区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市秦淮区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市秦淮区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市秦淮区 TSB、南京市 PSB	C 社	
南京市 TSB、南京市秦淮区 TSB、南京市 PSB	C 社	
揚州市広陵区 AIC	C 社	
揚州市広陵区 AIC	C 社	
揚州市広陵区 AIC	C 社	
揚州市広陵区 AIC	C 社	

案件 No	当局 No.	ヒアリング結果	摘発地	開示対象当局
126	(42)	③	江蘇省	蘇州市昆山 TSB
127	(42)	③	江蘇省	蘇州市昆山 TSB
128	(42)	③	江蘇省	蘇州市昆山 TSB
129	(42)	③	江蘇省	蘇州市昆山 TSB
130	(42)	③	江蘇省	蘇州市昆山 TSB
131	(42)	③	江蘇省	蘇州市昆山 TSB
132	(42)	③	江蘇省	蘇州市昆山 TSB
133	(42)	③	江蘇省	蘇州市昆山 TSB
134	(43)	③	上海市	上海市普陀区 TSB
135	(42)	③	上海市	上海市普陀区 TSB
136	(42)	③	上海市	上海市普陀区 TSB
137	(42)	③	上海市	上海市普陀区 TSB
138	(42)	③	上海市	上海市普陀区 TSB
139	(42)	③	上海市	上海市普陀区 TSB
140	(42)	③	上海市	上海市普陀区 TSB
141	(42)	③	上海市	上海市普陀区 TSB
142	(42)	③	上海市	上海市普陀区 TSB
143	(42)	③	上海市	上海市普陀区 TSB
144	(44)	③	雲南省	昆明市 PSB 五華分局
145	(45)	④	内蒙古自治区	不明
146	(46)	④	湖北省	武漢市 AIC
147	(47)	④	浙江省	瑞安市 TSB
148	(47)	④	浙江省	瑞安市 TSB
149	(48)	④	福建省	莆田市涵江区 AIC

摘発当局	権利者	特記事項
蘇州市昆山 TSB	C 社	
蘇州市昆山 TSB	C 社	
蘇州市昆山 TSB	C 社	
蘇州市昆山 TSB	C 社	
蘇州市昆山 TSB	C 社	
蘇州市昆山 TSB	C 社	
蘇州市昆山 TSB	C 社	
蘇州市昆山 TSB	C 社	
上海市普陀区 TSB	C 社	
上海市普陀区 TSB	C 社	
上海市普陀区 TSB	C 社	
上海市普陀区 TSB	C 社	
上海市普陀区 TSB	C 社	
上海市普陀区 TSB	C 社	
上海市普陀区 TSB	C 社	
上海市普陀区 TSB	C 社	
上海市普陀区 TSB	C 社	
上海市普陀区 TSB	C 社	
昆明市 PSB 五華分局	F 社、K 社、I 社	
不明	N 社	摘発当局不明
武漢市 AIC	A 社	調査会社がすでに入手済み
瑞安市 TSB 塘下分局	L 社	連絡が取れず
瑞安市 TSB 塘下分局	L 社	連絡が取れず
莆田市涵江区 AIC	A 社	連絡が取れず

[執筆協力]
上海擁智商務諮詢有限公司

[発行]
ジェトロ北京事務所 知識産権部
TEL: +86-10-6528-2781
FAX: +86-10-6528-2782

2013 年 12 月発行 禁無断転載